

第六十一回 参議院農林水産委員会會議録第十一号

(二四九)

昭和四十四年四月二十四日(木曜日)
午前十時五十二分開会

委員の異動

四月二十二日

辞任

河口 陽一君
久次米健太郎君
野坂 参三君

補欠選任

小林 章君
平泉 涉君
河田 賢治君

四月二十三日

辞任

小林 章君
平泉 涉君

補欠選任

河口 陽一君
久次米健太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

任田 新治君

理事

高橋雄之助君
宮崎 正雄君
遠田 龍彦君
矢山 有作君
藤原 房雄君

委員

亀井 善彰君
河口 陽一君
久次米健太郎君
小林 国司君
櫻井 志郎君
温水 三郎君
森 八三三君
足鹿 覺君
杉原 一雄君
鶴岡 哲夫君
中村 波男君
沢田 実君

國務大臣

農 林 大 臣

長谷川四郎君

政府委員

經濟企画庁総合
開発局長

宮崎 仁君

農林大臣官房長

大和田啓氣君

農林省農政局長

池田 俊也君

農林省農地局長

中野 和仁君

林野庁長官

片山 正英君

通商産業省企業
局立地公害部長

矢島 嗣郎君

事務局側

常任委員会専門
員

宮出 秀雄君

説明員

農林省農地局經
済課長

島崎 一男君

農林水産技術会
議事務局研究参
事官

川井 一之君

運輸省港湾局参
事官

見坊 力男君

建設省都市局参
事官

山下 武君

本日の會議に付した案件

○農業振興地域の整備に関する法律案(第五十八
回国会提出、第六十一回国会衆議院送付)

○委員長(任田新治君) ただいまから農林水産委
員会を開会いたします。

農業振興地域の整備に関する法律案を議題とい
たします。

これより質疑を行います。質疑のある方は順
次発言をお願いします。

○足鹿覺君 総括的な点と、他省に所管されてお

ります。本法と関係の深い法案と関連をさせながら
お尋ねをいたしたいと思います。

まず、最初に本法の立法趣旨について農林大臣
にお伺いしたいのでありますが、従来の特殊
立法、つまり地域法を見ますと、大抵地域指定
方式というものをとってきておることは、各法共
通の点であるように思います。しかしなが
ら、最近におきましてたくさんこの地域指定法
が重複に重複を重ねまして、矛盾もあらわれつ
つあるやに考えられるのであります。また、性格の
異なった地域法が特に重複した場合におきまし
ては、さらにまたその矛盾が拡大するということ
も出てくるのでございます。こういう点につきま
して、過去を振り返り、各種の地域立法を考えて
みますと、最近における農林関係の大きな法案
としては、山村振興法がございまして、さか
のぼっては昭和二十六年制定されまして、地域
法の大きなスタートとも言うべき性格でありまし
た。積雪寒冷単作地帯振興法、いわゆる積寒法、そ
の後畑田単作振興法、畑地農業振興法、海岸砂地
振興法等各種の地域立法が制定をされて今日に
至っております。

その立法の趣旨を見ますと、それらのもの
は、いわゆる地域間の自然的、経済的、社会的格
差を解消していくという観点に立って、たとえば
積寒法が積雪寒冷に悩む地域における農業の振興
のために各種の施策を講じていく。あるいは最近
の山村振興法が、林野率七五%程度の山林地域を
有する地域において困っている市町村を対象とし
て、旧合併前の市町村を対象として地域指定を行
ない、山村の振興に資するというのも、これは一
種の僻地振興の趣旨を持っており、帰結するとこ
ろは、地域間の格差の解消にその長所を見ることが
できると思うのであります。

このような従来の地域立法の趣旨と本法とをあ

わせて比較検討してみますと、今国会に引き続
き提案になっております農地法は、本法と甚大な
関係を持つておるものであります。従来の農地
取得条件あるいは使用収益権、耕作権の取得条件
を三反歩以上の耕作農民に限っておったものを、
これを五反歩に引き上げる農民自身の選別法的な
性格を持つ。また、このたびの本法を見ますと
いうと、いわゆる市街化地域、つとめて市街化を避
ける地域としての市街化調整地域等に区別して、
市街化地域における農業はこれを選別して切り捨
てていく、農政の対象からこれを切り捨ててい
く、こういった性格の強い点は本法に見る特色
であると私は思うのであります。従来の格差解消
の精神とは相矛盾する一つの性格を持つ立法趣旨
の構想に基づいたものだと言わざるを得ません。

この点について農林省側、いわゆる農村側に立つ
立法とは受け取りがたい。農業の領土宣言法だ
どとりつばなことをおっしゃいますけれども、む
しろ受け身の姿勢の立法ではないか、かように私
は考えておるのであります。私の考えが間違っ
ておりますか。これに対する大臣の、他に御所見
があらうてそうではないという確かな御所見があ
りますかどうか、この点を総括的にまず伺って
おきたいと思ひます。

○國務大臣(長谷川四郎君) お話のように、各
種法案がたくさん出て、地域立法で各地域を守
つておる、これは御指摘のとおりでございます。し
たがって、今回の法案が市街化に對する切り捨
てごめんの法案だとは私たちはとっておらないの
でございます。

御承知のように、市街化地域及び市街化調整地
域、こういうものが定められてありまして、市街
化地域の内においては、農業がいつでもいまま
で移動できるという、こういうようなことにな

しております。でありますから、せっかく国費を使つて市街化地域内にたくさん費用をかけて、そして営業が行なえるようにしてみても、結局、土地が高くなればもう一、二年たないうちですぐそれが次の人の手に渡るといふようなあり方であつては、せっかくの農業に対する国がいろいろの施策を施しても、これがわずかの期間において移動するやうなことがあつたのでは、それはたいした価値のないことである、そういうような考え方もございまして、といつて市街化地域内を全然無視しているという意味でもないでございまして、できる限りその点も考慮に入れたつてこれらには対処してみたい、こういうふうにお考えしております。調整区域に対しては、全面的にこれはこの法とあらゆるいろいろな法案と照らし合はせた上で、できる限りのこれに対する反映ができるやうに意を用いてまいりたい、こういうやうに考えておるのでございまして、決して、市街化地域だからといつて切り振てごめんをやるやうな考え方は持つておらない、こういうことを御了承願ひたいと思ひます。

○足鹿君 まあ一応そういう御答弁をなさるだらうと思つたのでありますけれども、私が先ほど述べたやうな、従来の格差解消の地域立法と趣きを異にしておることはお認めになりませんか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 各種立法といふのは地域性といふものを基本として立つておりまして、今回の法案は、この振興法は守るべきところはあくまでも農業地域として将来守り抜いていかなければならない、かくしなれば将来の、つまり、主要農産物自給、こういう上になつての営業をどう行なっていくかという重大な意味を含んでおります。でありますから、こういう点については、守るべき地域内といふところはあくまでも守り抜かなければならない、こういうやうな考え方を思ふのでございます。

○足鹿君 通産省、おいでになつておりますか。—それでは、ひとつ通産省にお伺ひいたし

ますが、本法案が五十八国会に提案をされて、そのまま継続審議になつて今日に至つております。農地法もそうであります。その当時、新都市計画法といわれた都市計画法の一部改正といふ法も成立したしております。これが現に新都市計画法と称せられるものであり、その当時、工業立地適正化法といふ法案が提出されるやにわれわれ聞いておつたのであります。閣議決定を見ましてこれは実現を見なかつた。その当時、さらに都市再開発法の開発及び利用に関する法律等も考えられておつたといふやうに、当時の通産省ないしは関係各省の意図は、この際いよいよ領土宣言法といわれる農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農業振興法といわれる本法に対して、言うならば横やりといひますか、たとえば工業立地法のこの適正化法によつて確保していくべからうと、あたつたといひますが、守りたいと思つた。守るべきものは守るとおつしやいまして、守り得ないやうな当時の姿であつたではありませんか。幸か不幸か、工業立地法は提出に至らずして流産をした。こういう事情等をあわせて考えてみたときに、ただいまの農林大臣は当時の責任者でありせんけれども、守るべきものを守り得るやうな状態ではなかつたではありませんか。

そこで通産省に伺ひますが、これは大体通産大臣に聞くべきことでありますけれども、政府委員として御出席のやうでありますから、—そうですね、政府委員に通産省の正式態度を伺ひますが、今国会または今後、工業立地適正化法あるいは都市再開発法、あるいは御所管かどうか存じませんが、特定臨海区域開発及び利用に関する法律等、この農業振興地域整備法を、—ただいま農林大臣が守るべきものは守るとして御宣言になつたこの趣旨がくずれするやうな立法を御企画になる御意思があるかどうか。この点はきつめて重大であります。あなたが責任を持つて、通産省を代表して

しかと御答弁を承りたい。どのような態度で今後対処されますか。

○政府委員(矢島嗣郎君) ただいま先生、三つの法案を御指摘になりましたが、第一は工業立地適正化法、第二は都市再開発法、第三番目が特定臨海云々の法律でございまして、私のほうで所管しておるのは先生御指摘の第一の工業立地適正化法でございまして、それについてお答えいたします。なお第二はなお建設省所管、第三番目は運輸省の所管だと思ひます。

そこで、まず第一番目の工業立地適正化法は、前国会は時間がなくて間に合はなくて、五十八国会は提案に至らなかつたわけですが、その後関係各省と鋭意折衝を続けておりました、今国会に提案するやうに、現在関係各省と最後の折衝を続けているわけでございます。それが現在の状況でございますが、そこで、後ほど御質問に應じまして、必要があればこの工業立地適正化法の趣旨は御説明いたしますが、先生の問題といはしました点についてのみさしあたりお答えいたしますと、この工業立地適正化法は、農業用地を侵食すると農用地の確保に支障を来すといふやうなことは絶対にないやうに配慮いたしてあるわけでございます。先生の御心配になるやうなことは絶対にないと思ひます。

なお先生は、先ほどから過疎対策に関連していろいろ御質問になつておるやうでございましてけれども、私どもの工業立地適正化法は特段に過疎対策を目的としておるわけではございませんけれども、工業が分散——過密地帯、都市周辺に集中するのを防止して、むしろその内陸部あるいは農村本とか、そういうやうな方向に持つていくといふやうなことも考えておるわけでございます。結果的には過疎対策にも資するものだらうと思つております。

○足鹿君 通産省に伺ひますが、そうしますと、いま過疎問題までお触れになつたやうでありますので、現在の新都市計画法には工業地域、住宅地域等々の地域が一応指定区分されることに

なつておりますが、それ以外の構想のやうに思われますね。そうしますと、たとえば、私は鳥取県でありますので中国の例をとりますと、中国縦貫道がつく。そこで経済的、地理的条件が変わつてきた場合に、従来の農村なり山村のところで、この工業立地条件が適していると考へた場合にそこへ持つていく。もしそこが農業調整地域あるいはその他の農業用地と、本立法によつて認められたところであつた場合にはどのようにして調整をなさいますか。これは重大な問題であります。いま、今国会に提出するといつておられる、しかも先般の大臣の提案趣旨説明の中には、それらの点については何ら触れておらない。両省間の、この間の事前の調整、話し合い等はどうかといふやうになつておるのであります。明らかにしていただきたい。

○政府委員(矢島嗣郎君) 問題の点にしばつてこの工業立地適正化法の趣旨を御説明いたします。都市計画法に基づきますと、簡単にいへば市街化区域と市街化調整区域とに分かれるわけですが、そういうやうな都市計画法によつて市街化区域と市街化調整区域とに分けることにつきましては、この法律によつて工業は市街化調整区域のほうには絶対いかにしない、市街化区域に限つて、特に市街化区域はさらに用途地区制といふのがございまして工業専用地区とかに分かれるわけでございます。そういうところに誘導するやうにしたいといふのがこの趣旨でございます。それからそういう都市計画法に基づく区分け、市街化区域と市街化調整区域の区分けといふものがない、いわゆる白地のところにつきましては、これ一番先生の問題にされることだと思ひますが、実は通産省におきましては五、六年前から工場立地調査法というのがございまして、工業適地といふものをいろいろ調べましてつくつておるわけなんです。この工業適地をつくるにあたりましては農林省と十分御相談いたしまして、農業に必要な地域に侵食するといふやうなことでなくて、農業は全然できないけれども工業であればある程

度使える、しかも工業の地域とすることによって、その地域の振興にもなるというようなところを選んでやっているわけでございます。したがって、ましてその以外の白地につきましてはそういう従来から農林省と十分協議してやっておまりす工業適地に限って法律を運用しておる、こういうふうな考へておるわけでございまして、決して先生の御心配になるようなことはいないと私は思います。○足鹿麗君　いま私が聞いておるのに対して、通産省はいまお聞きのような答弁をしているでしよう。工業立地法案を今国会に出すと。これについての事前の協議、調整はどうなっておるかという私の質問の点と、それからそれ以前に新しく従来からある工場適地調査法に基づいては農林省と打ち合わせ済みだと言っておられますが、その場所、その数、規模等、どういうふうな打ち合わせをしておられますか。もう少し——重大な問題であります。あなた方は領土宣言だとおっしゃる、しかしわれわれ国会をつんばさじきに置いて、そういう領土宣言がどこをスプーrol化されておるのかわからないようなことでは、審議したことにはなりません。詳細に御説明願いたい。必要があれば資料の要求をいたします。

○政府委員(池田俊也君)　二つ問題があるわけでございますが、工業立地適正化法につきましては、先ほど通産省から御答弁があったような内容のものであるというように私も承知をしているわけでございます。原則的にはたゞいまお話しが、ありましたように、市街化区域、市街化調整区域の別のあるところにつきましては、これは市街化区域の中で工業の立地を適正に誘導しよう、こういう趣旨の法案のように私も承知しているわけでございます。基本的には私も市街化区域の中におきましてはある程度まとまった農地はこれは市街化区域から除外をするというふうに建設省と御相談申し上げておるわけでございまして、基本的には特に工業立地との関係で矛盾を生ずることがないというふうに考へているわけでござい

題があつてつづれた法案じゃないか。

○政府委員(大和田啓吉) いまの問題でござい
ますが、まだ通産省から農林省にこまかい相談は
ないわけでございします。今国会に提案するとすれ
ば当然農林省が承知しなければならぬ法案とし
て提案しかねる状態でございますから、もし今国
会に通産省で提案することとございしますれば
そのつもりで私のほうへ御相談があり、私のほう
もそのつもりで御協議申し上げる、そういうつ
もりでございします。

○足鹿覺君 通産省に伺いますが、必要があれば
その法律の構想についても説明するということと
ありましたので御説明願いたい。農林省は御承知
のとおり何も知らぬそうですから、ちょっと聞か
してやってください。われわれも聞きたい。

○政府委員(矢島嗣郎君) 先ほども申し上げまし
たように昨年からやっているとございまして、
昨年とは相当農林省とも、ほかの省もそうです
が、折衝いたしましたのですが、いろいろの関係
がございまして、昨年は提案に至らなかつたわけ
ですが、まあ、今回は農林省以外のほかの関係等
いろいろございしますので、そういう詰合を一生懸命
やっておりますので、そういう面が済みましたら、昨
年のお話しに引き続きまして最終的に農林省とも御
相談したい、こういうふうな考えでいるもので
ございしますので、最近におきましては農林省と
の折衝はあまりないわけでございします。それが経
緯でございします。

それから、いま先生の御質問がございましたの
で、これは国会に御提案する前にあまりこういう
ことをお話しするのはあるいは当を得ないかと思
います、説明を中心にしてお話しを申し上げま
すという、大体この法案というものは二つの大
きい目的がある。一つは都市周辺の過密を防止す
る、これが第一の目的であります。第二の目的
は、最近問題になっていまして公害の防止、こうい
う点に目的があります。特にその公害につきまし
ては、工場ができる段階から将来公害が起こるか
どうかということを十分チェックしてやらなければ

ば公害の防止にならない、こういう点で過密と公
害、この二つを目的としてやっているわけでござ
います。

そのために第一の関係で工業が過度に集中して
おり、あるいは無秩序に集中しそうなところにつ
いては工場の立地を許可制にすると同時に、公害
が発生するおそれのあるところの工場の立地を許
可制にする、こういうこととございします。ところ
が、こういうふうな押えというだけではまいら
ないわけでございしますので、過密と公害は公
害の著しい地域については、計画的に工場を分散
するというふうな指導する、あるいは助成措置を
講ずる、それからそういうふうに分散するものも
ありますし、それから新たに來たいというものを
についても規制するわけですから、そういうものを
積極的に誘導するために既存の立法である新産都
市法あるいは工場整備特別地域法あるいは低開発
地域工業開発法、そういうものに基きまして新
産地区あるいは工場地帯あるいは低開発地区とか、
あるいは産炭地域については産炭地振興法に基き
まして産炭地振興地域、こういうものがござい
ますので、そういう地域の中で特に工業の立地に
適した用地を確保してそういうところに誘導する、
こういうようなのがこの法案の大ざっぱな構想で
ございします。

○足鹿覺君 いまお聞きのように、過密と公害対
策だ。過密を緩和させていくためには工場分散を
必要とするということはお聞きのとおりでありま
す。工場分散をするということになると、市街化
地域の中に吸収できないようなものは調整区域へ
はみ出して、これは当然じゃありませんか。
そう判断せざるを得ないやありませんか。そうい
う点について最終的には農林省とも協議する、こ
ういういま通産省で御説明がありました。最終的
とは一体いつの段階でありますか。もう会期も余
すところきょうでちょうど一カ月であります、こ
いまを最終段階と言わずしていつが最終段階にな
るのかちょっとわかりませんが、官庁間のやりと
りなり協議というものは、事前に意思の疎通をし

て固まった段階において農林省にのみ込ませるの
じゃなくして、事前にこういう問題については意
思の疎通をはかり、そしてその調整のついたもの
を最終的に大臣折衝に移していくというのが私は
常識ではないかと思ひます。いままで一べんも知
らないということは、五十八国会に提案するに至
らなかつたその過程においては農林省の相談を受
けたのであります。また今後、ただいまの通産
省部長の御発言のように、工業立地適正化法につ
いては過密、公害の対策上立法するのである。最
終段階的には農林省と打ち合わせをすると言
うが、最終段階でどのような打ち合わせをなさるの
か。もしその際、調整地域と目される地域にこれ
が割り込んできると、あるいは先ほど通産省の部長
のお話によれば、過疎地帯の対策にも寄与したい
という御意向がありました。そうすると、これが
調整地域外の一般地域にこれはある場合には必
要が生じてくる、こういうふうにもとれますね
といたしますと、あなた方は建設省とだけそうい
う打ち合わせをして、通産省ではいまだに煮詰
まりつつあるものを知らずにおつて本法の審議を
われわれにゆだねられるということ少し準備不
足であります。

○政府委員(矢島嗣郎君) ちょっと先ほどの私の
説明が十分でなかつたので、あらためて御説
明いたしますが、本法は関係各省にいろいろお
たつておりますが、農林省につきましても先生御
指摘の問題等非常に関係がございしますので、十分
法案を提出するまでには打ち合わせをしなければ
ならぬと思つております。ただ私がさつききよつ
と最終的と申しましたのは、これは五十八国会の
際におきまして相当程度詰めたわけでございまし
て、たとえば私が冒頭に申し上げました市街化調
整区域にはいきませんと、市街化区域だけに限り
ますと、あるいはこれ以外の白地につきまして
は既存の工場立地調査法に基く適地調査、そうい
うところだけいたしますというふうな、農林省
と特に農業用地に關して一番問題になるような点
については、五十八国会の際におきまして相当程

度意思の疎通あるいは了解的なものできておる
わけでございします。そういう点については今回も
変わらないわけでございします。いまほかの関係で
いろいろ若干問題があるもので、そつちのほうに詰
まりました段階におきましてもう一べん十分農林
省とも相談いたしまして、それからいま私の言つ
た市街化調整区域に入らないとか、あるいは工場
適地に限るとか、そういうような点について、あ
らためて農林省とも十分最終的な打ち合わせをい
たしたい、こういうわけであります。

なお先生、私たまたま過疎地域の問題にも触れ
たわけでありますが、過疎地域といえども工場適
地に限っているわけでございまして、それ以外の
農業用地を侵食するというようなことは絶対にな
いようにいたしたいと思つております。

○足鹿覺君 いまお聞きのように、あなた方はこ
れから相談をして、そしてその相談がまとまつて
私の質問に答えられるような条件が満たされなけ
れば、この審議は進められませんが、そういうこ
とになります。だってこの前三法が出て、新都
市計画法とこの法律とそれから工業立地適正化法
というものが三位一体的な形で出てきた。言うな
れば、本法が、農林省案が農地領土宣言だとすれ
ば、通産省案は工場立地宣言をお考えになつてお
る。国土総合開発的な立場からありましよう、
あとで経企庁に聞きますが、そうすると、これが
旧都市計画法に定められた工場区域、住居区域等
いろいろ区分がありますが、あらためて今度の市
街化区域内でおさまらないところが出てくること
は当然じゃありませんか。公害の防止という立場
からも矢島さんがおっしゃつたようなことが出て
くる。また、それは場合によつては拒否する場
合もありましようし、拒否し得ない事情のもとに
ある場合もありましよう。そうしますと、提案を
される大前提が私は未熟である、このように言わ
ざるを得ません。これは一体どう御処理をなさる
おつもりでありますか。

○政府委員(池田俊也君) 工場立地適正化法案の
内容なり問題点なりについてはただいま通産省か

ら御答弁があったわけですが、私どもは実は、先ほどの通産省の御説明にもございましたように、従前におきましては内容についていろいろ御相談を受けたわけでございます。ただ、国会に提案をするということで非常に詰めた御相談をまだ私ども受けていないわけでございます。今後御相談があるようでございますから、その際に十分検討いたしまして、またそれに対する態度をきめたいというふうに考えておりますが、基本的には、たゞいま通産省から御説明のありましたように、一つは市街化区域の中の問題でございます。市街化区域の中でどういうふうに工業を誘導しようかという問題でございますので、私も市街化区域の中におきましてはこれが農地の転用も今回は自由にするわけでございますし、もちろん優良な農地、ある程度まとまった農地は、これは市街化区域の中にも含めないようにいたすわけでございますけれども、その結果きまりました市街化区域の中で工場を誘導しようということにつきましては、これは基本的には異存はないわけでございます。

問題になりますのは、それ以外の地域におきまして問題でございますが、これは工場立地の調査等に関する法律という現在すでにそういう法律がございまして、それによりまして工場適地とされているものがさつき申し上げましたような数字があるわけでございます。今後やはり通産省のお考えではそういうような地域において工場を誘導する場合にはやはりこの法律による工場適地とされるというふうなものについて誘導されるわけでございますから、そういう工場適地をきめます場合には、私どもが通産省から御相談を受けまして農業の立場から適当であろうと思うものにつきまして、これはそのように御返事をする、こういうことになるわけでございます。私どもはそういうような体制でございますので、基本的にはこの農業振興地域の法案に対して、いま申し上げましたようなことが障害になるとか、矛盾を生ずるといふことは基本的にはないというふうに考えてお

るわけでございます。

○足鹿君 冗談言っちゃ困りますよ、あなた。現在の都市の発展ないし拡大の方向は、ある一つの計画経済とは別に、現在資本主義社会ですよ、あなた方が考えておられるような一定の方向に一つのリズムで誘導できるとお考えですか。そんな甘い前提で一体都市の発展を予測する学者があり政治家があったらお目にかかりましょう。冗談を言っちゃいけませんよ、何を言っているんですか。そういう甘い考え方で農業の領土宣言などとはおこがましいですよ。あなたが考えているようなそんな現在の都市の過密、公害が生ずるような今日の現状というものは、いわゆる政治の意図や経済の意図や人間の意図とは別にこれらの状態が起きている、いま人間の共通の悩みになつておるじやございませんか。人間疎外が起きつつあるじやございませんか。それをどう処理するかということではありませんか。池田さんあなたがどのような政治家かは知りませんが、あなたが言言った答弁のように、一定のリズムで一定の方向に規律ある都市が発展を遂げるならば何をか言わんやですよ。何を言うのですか。

そういう甘い考え方で一体農林省は今後何をやるかとしておられるのですか。そういう甘い考え方であなた何を申す。今日都市の過密化を来したたのはだれの責任ですか。高度成長のもたらす一つの所産とも言えましょう。あるいは高効率、高水準を追求してやまざる利益追求の経済形態が、今日の都市への集中過密をもたらした根底の一つにあるかも知れません。人間の意思とは別にある一つの経済の法則によつて都市へ都市へと集中していく、これに高度成長政策が拍車をかけた結果が今日の状態を来したおる。そこに人間疎外が起きている。都市における人間疎外、過疎地域における人間疎外が起きているのであります。これに対して及ばぬまでもどのように適正化をしていこうか、こういうことでかろうじて手をつけようとしておるのであつて、ある一つの都市の発展の方向を規定づけよう、あるいは誘導しよう、とい

う意図があつても、そのとおりに企業の業態、置かれておる条件、いろいろなものを総合してそのとおりにならないからこそ今日の状態が起きているのじやありませんか。何を言っているのですか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 足鹿さんのおっしゃるような方向づけでいかなければならない。また足鹿さんのおっしゃるのとおりだと私たちは考えております。したがつてそのとおりにするのは、何といつてもこういうような法案を中心に各省との連絡を密にし、もつてこれの実施に当たつていかなければならない。したがつて今後におきましても農業のために利用すべき地域というものをやはり明確にしていく。まあ御承知のように過疎地帯といつても、過疎地帯そのものがそのままで今後将来続いていくというふうには考えられませんので、そういう地帯においても明確にしておいて、そして今後の都市形成をどういうふうにしていくか。都市の中にはやはり田園もあり市街地もあり、そしてその中の調和のとれた方向によつて食糧の供給が完全にできるように方向づけしていくべきである、こういうような考え方が基本となつておるのですから、たゞいま私に帰つてきたばかりでございますけれども、承れば足鹿さんのおっしゃっているような事態でありますので、そういうようなものなるべく防がなければならぬ、そういうことの上に立つての各省との協議を進めてまいつておる、こういうわけでございます。

○足鹿君 大臣が御欠席中にあなたの答弁を池田さんがかわつて答弁されるか知りませんが、しかも、全く農林省の独立性を喪失したような、しかも佐藤総理でさえも言い切れないようなことをおっしゃるから、私は少し苦言を呈したわけでありました。いまの大臣の御答弁の趣旨はあなたのお答弁になつておりますが、いわゆる都市が存立するといふことも工場適地が設けられることも、農

振興のために農業調整区域が設けられることも、問題はよりよく人間が生活していただくための条件をつくり出していく手段ではないかと思ふのです。

にもかかわらず何かただ、その法律さえ各省がつくれればいいのだ。この間の工場立地適正化法は前国会において提出前につぶれた。この法律については打ち合わせを受けた。しかし今度は受けておらない。これから草案を出すということですが、大臣これはわれわれがいま審議をしていく法律と関係のない法律ではありません。問題の多い法律であります。したがつて法律審議の前提条件が未熟である。少なくともはや会期一カ月を残すのみとなつた今日、先ほどはつきり矢島部長は今日国会に提出するおっしゃつた。だとするならば、やはりこの問題に対しては通産省との間にこういう状態にある、またその内容はこういう内容であるといふことをこの委員会でも明らかにしていただかなければ審議は進みませんよ。そうじやありませんか大臣。

○国務大臣(長谷川四郎君) 御指摘のように人間は生存していかなければならぬ。それがためには——今回の提案の本旨もそこに基因するんでございますが、たゞいまの工業立地法の問題に対しては、今後これらを十分に検討いたしまして立法しそして提案する通産省とすれば、ぜひそうありたいという希望を持つのは当然であらうと考えます。しかしながら今後の農業、営農に対する支障があるかないか、こういうような点、さらに市街化地域なり市街化調整地域なりこういうものの区分ができておるのでございますから、そういうような点等々が十分に協議されて初めて、いま足鹿さんのおっしゃるような人間の生存性がこれからは高まつていく。都市なり田園なりそういうような中が高まつていくという点がでるならば、それによつて初めて協議の結果が提案をされるわけでございますので、それらについて御指摘の点には十分意を用ひまして、万般忌りのないような配慮をもつて今後協議を進めるような考え方でござ

ざいます。

○足鹿覺君 何か大臣、御所用があるそうでありますからおいでになってけつこうです。

その間に、さつき矢島さんのお話では、都市再開発法は建設省所管のようにおっしゃったと思ひますし、特定臨海区域の開発及び利用に関する法律はこれは含みませんですか。だということになりますと、この農業振興地域の整備法はいずれも関係が出てまいります。特定臨海区域の開発、利用に関する法律の構想あるいは本法との関係、都市再開発法、これが新都市計画法と別にこのようなものが出されるのか出されないのか、その内容はどのようなもので本法との関係はどういうふうになるのか、その点を運輸省、建設省当局からひとつ承りたいと思ひます。

○説明員(山下武君) ただいまお尋ねの都市再開発法案でございますが、今国会に参議院先議で提案となり、去る十八日に参議院のほうで可決いたしましたして、目下衆議院のほうに送付となり、審議を始める段階になっております都市再開発法は新都市計画法の重要な姉妹法といつたしまして、都市における再開発と都市区域における合理的な土地利用をはかりまして、環境の悪い都市内部をできるだけ環境のよい生活条件あるいは環境のよい都市に形成していくという法律でございます。それをぜひ今国会で成立をさせていただくように進めておる次第でございます。

○足鹿覺君 いまの御答弁で農林省はわかりましたか。私はよくわかりません。この農振法との関係はあるのですか、ないのですか。あればどういう点で関連をしてくるのですか。

○政府委員(池田俊也君) ただいま非常に要約されました形で建設省から御説明があったわけでございますが、これは私どもとの関係から申し上げますと、都市の現在の状態に就いては、再開発を内容とする法案でございます。直接、農業振興地域の法案とは私どもはあまり関係がないと、率直なところ考えております。

○足鹿覺君 建設省の参事官に伺いますが、農業

とは直接関係なく、これは市街化地域内で処理できるものであつて、あるいは旧都市計画法とは別に、あるいはニュータウンをつくるのか何とかいふものではないのですか。もう少し——われわれは本法審議に必要な関係事項を伺つておるのでありますから、あなたの御判断で、私は全然知らぬわけではありますから、知つておつて質問をするわけではないのですから、どうかひとつその点を率直に御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(山下武君) ただいま農林省からお答えがありましたように、都市再開発法の関係はほとんど大部分が、既成市街地の中における都市の改造をはかつていくというものでございまして、農業とは関係がないと考えていただいてけっこうでございます。

○足鹿覺君 それでは大臣がおられない間に——経済企画庁においてなつておりますか。それでは宮崎さんにひとつ伺ひますが、経済企画庁の「新全国総合開発計画第四次試案」という書面によりまして、これは夕べいただいたのでありますけれども、「第五次試案」というのができたのであります。が、大同小異で、第五次のほうに新しく追加された事項は本法とは関係がないのでありますから、第四次を中心にとつて伺ひたいと思ひます。本法第四条三項には他の法律との調和をはかつてやれという規定がつけられておりますが、経済企画庁の第五次の総合開発計画によりまして、二十八ページ「産業開発プロジェクトの実施」というところであります。『2-1に「農林水産業の主要計画課題」というところがありまして、その(1)が「食糧供給基地の配置と編成」ということになつて、これは各ブロック別につつとこまかく規定づけられております。そのおもしろい課題は「大家畜畜産の展開」ということになつております。今後の食生活の展望が高度化し、牛肉なり牛乳、乳製品の需要は四十年の四・五倍程度に増大するということを指摘され、「昭和六〇年において、乳用牛と肉用牛をあわせて約一〇〇〇万頭を飼養することを目途に、新たに一四〇万ヘク

タール程度の草地を確保するなど飼料基盤の強化に努めることが必要となる。」と断定を下しておられます。と同時に、その第(3)項「高生産性農業展開のための土地基盤整備」というところで「二〇年後、就業者一人当たり所得二〇〇万円という水準に対応した高生産性農業を実現し、変化し、増大する国民食料需要を適正価格で、安定的に充足する」と云々ということ述べて、さらに「水田については、大型機械導入に適した二〇〇万ヘクタールを中心として、水管理の高度化、区画整理等所要の整備条件の整備を行ない、土地生産性を高め、大型機械化作業体系の導入を可能ならしめる。また、畑地一九〇万ヘクタールについては、整備(農道と畑地かんがい施設の整備を含む)を図る。」となつております。

このような大胆にして思ひ切つた将来の展望といふものと本法との関係は一体どういふことで結びつくのかはわかりません。これは思ひ切つた提案であります。乳、肉牛合わせて一千万頭規模となる、たいへんなものであります。農林省の「長期需給見通し」と一致しておるかどうかも疑問しい。なお水田は二百万ヘクタールを中心として水管理の高度化、区画整理等の整備を行ない、高性能化して、いわゆる農場化していく。一方、畑地は百九十万ヘクタールについて圃場整備をはかる、こういうことであります。この農振法に基づくものと必ずしも一致していませんと同時に、この経済企画庁の計画の第二部の「地方別総合開発の基本構想」というものによつてこれが地域的な管轄類型のものとある程度結びつけて記述されておるのであります。これは北海道、東北、北関東、中部圏、近畿圏、中四国圏、九州圏と、大体全国を七ブロックに分けておるのであります。この中で最も本法と関係が多いと思はれるのは首都圏、近畿圏、特に中部圏といふものが私は関係が出てくると思ひます。過般も本員は愛知県、岐阜県方面を同僚の皆さんのお供をして見てまいりましたが、ここは本法との関係が最も濃くなつてくると思ひます。まだ、これを通覧した

だけでございまして、私も時間もありませんし、深く検討しておりませんが、農林省はその道の担当でありますから経済企画庁とは十分打ち合わせをしておられると思ひます。

一体この第四次案ないしは第五次案の経済企画庁の「新全国総合開発計画」と本法との関係において、特に首都圏及び中部圏、近畿圏における農業立地とは一体どういふものか、私はこれはこの法が実施になつた場合において、果して所在地の人口十万人以上の都市が対象となり、六大都市はもろろん対象となるのであります。生鮮食料品で常に問題を起こすこの首都圏並びに近畿圏、中部圏等における農用地といふものは希少価値があると思ひます。非常に大事な土地だろつと思ひます。たとえそれが市街化地域の中にあつても、その価値たるやきわめて重大な価値を持つておると思ひます。それをどのように評価されていくつもりでありますか。これによりまして首都圏につきましても、そういう点についてはあまり強く触れられてはおらぬことを私は遺憾に思ひますが、経済企画庁のこれと本法との関係において、いわゆるスプロール化してはいるものの、先ほど農林大臣が言われたように、農業と都市といふものの調和のとれた姿といふものが新しい都市構想でなければならぬ。同時に、生鮮食料は、多額の運賃をかけて鮮度の悪いものを輸入して来るよりも、鮮度のよいものを近郊地においてこれを供給していくといふことは、いざ災害といふような場合ともあわせて非常に安定して食生活を保障することに私はなろうと思ひます。

したがって、他のブロックとこのブロックの立地といふもの、農業立地といふものは、おのずから区別があつてしかるべきだと思ひますが、経済企画庁はいまとかく問題になります肉と米の問題については手を触れておられますが、生鮮食料、特に野菜とか花卉とか、そういったものの都市近郊地農業に対する評価といふものが、私はきわめて手薄いと見ておりますが、そういう点について国民生活庁とも言うべき、総合的な国民生活庁とも

で、土地利用の形でちょっと見ていただきますと、農用地については、現在六百万ヘクタール程度のものが六百五十万ないし七百万ヘクタールくらいになるであろう、市街地工場用地等の増加についても一応の見通しを立てております。これは課題のほうと対応して、こういった作業ができておるわけでございます。なお、農業人口については、これも「経済のフレーム」のところに書いてございますが、現昭和四十年就業人口千百万ぐらゐりのものが五百万以下に下がるというような形で

そこで、具体的に農業振興地域の整備に関する法律との関係で、首都圏、近畿圏、中部圏をどう考えたかということでございますが、農業の地域的な配分としては先ほど申し上げたようなことでございまして、ブロック区分においても大体そういうような考え方を書いてございます。たとえ七十四ページ、首都圏を見ていただきますと、上のはうから七行目ぐらいになりますか、「産業面については、新たな展開が見込まれる工業等の受入

それてこの九十八ページの「土地問題」というところをごらんいただきますと、まん中よりちょっと下ぐらいのところに私どものそういうった問題に対する考え方が書いてございます。ちょっと読んでみますと、「さらに、土地利用計画の調整については、土地利用計画にかかる所要の権限を都道府県知事に持たせている法律の例にならい、上位の計画または方針に示される土地利用に関する基本方向に沿って、都市計画区域、農業を振興すべき区域等それぞれの区域ごとに土地利用計画を策定し、都道府県知事がこれら相互の調整を行なうことについて検討する」。こういうった形で現在の農業振興地域の整備に関する法律がつくられておるといふことに私は理解をいたしております。工業適正化法の問題も出ましたが、これにつきましてもそういうた権限を都道府県知事におろすことになっておりますし、そういう形で調整をとっていくということが現実的に最もいいのではないかと、こういうことを私どもは考えております。

いま足鹿委員との質問のやりとりの中で、ほほ私の聞かんとすることも尽くされているような感じがいたしますので——ただ若干いまい一度念を押すことになつてと思いますが、衆議院で本法がある過程で附帯決議が実はついているわけですが、その中で「農業生産の地域分担のあり方」ということが出ておりますね。そのことについては、いまブロッコのことなども若干出てまいりましたが、もう一度開発的な視点と、何と申しますか、それから経済企画庁が先般経済白書を出した中で、日本の「新しい農業への道」というキャッチフレーズの中で「効率的農業」という表現を実はとつてゐる。効率的視点から見た日本の農業の今後の姿、それからいま足鹿委員が特に強調された流通の問題等についてもある程度答弁があつたのでありますが、流通面から見たいわゆる消費者の側、サイドに立つた「農業生産の地域分担のあり方」という附帯決議の内容についてあらまし考え方を明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員（宮崎仁君） 大体ただいま御説明した

○足鹿賢君 けつこうです。いまお聞きのとおり、農林省はたとえは現在の港灣を拡張しようとしてもその背後地が農用地であるためにこれはまた農用地がつぶれます。新しく臨海工業地域とい

う名前を使わないが、新しい港湾を開闢拡張して
いこうと思えばその背後地があるいは農用地その
ものがぶれていきます。必ずいまわれわれが審
議しているものとぶつかってくる、そういうこと
をわれわれはこの法立案審議の背景と関係条項と
いうか、関係事項というものをよく吟味して、そ
うしてこれが一つの宣言立法に終わらないための
万全の配慮と対策というものが農林省にあってこ
そわれわれはこれを審議に値すると思うのです
から、そういう趣旨から私は御質問申し上げてい
るのであります。農林大臣におかれましていま
お聞きのような、今国会には運輸省としてはまだ
困難だと思われるということでありまして、通産
省ですでに出されると言われておりますし、そ
ういう本法と関連の深い背景ともいうべき、ある

いは関連法案ともいふべき、あるいは関連事項ともいふべきいわゆる問題についてよく吟味をし、特にこの法案のために室まで設けられているよう

でありますが、あまり他のペースでリードされ、農林省の自主性というものがきわめて視野が狭く押されぎみである、むしろはたからいろいろな条件が出てきて、これを守る立場に立たされている、そういうことではなくして、いわゆる近代社会の誤れる一つの人間疎外の文明形態というものに対して緑と土地と、そうして農業というものは欠くべからざる必須条件であるのだという確信のもとにもっと積極的な意欲的な対策を講ずべきだと私は思います。

る作文に終わらないための対策を講ぜられる用意があるかどうかということを農林大臣にこの際伺って、その大臣の御答弁によつては通産省も連輸省も経済企画庁もお引き取り願つてけっこうでございます。

○國務大臣(長谷川四郎君) 農林省をいたしましては、先ほども申し上げたように、農地が無秩序に潰廃する、その利用が広範になっている、したがって、こういうようなことで今後将来に対する農用地というものをいかに保持するかという大きな問題にぶつかってまいりますので、こういうことであるがゆえに市街地地域または反面、調整地域、こういうようなものの区分の上に立つて厳密な今後の方向が定められておるだろうと考えております。でありますから、いまいろいろなたとえば運輸省のほうからお話があり、通産省のほうからの御意見もわかりましたけれども、十分これらの点を守りながら、そうしてこの目的の達成をしていきたい、こういうふうに考えているわけになります。

○委員長(任田新治君) これにて午後一時まで休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後一時十七分開会
○委員長(任田新治君) ただいまから農林水産委員
会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農業振興地域の整備に関する法律案に関し、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○足鹿寛君　農林大臣にお伺いをいたしますが、第二次構造改善事業について、大蔵省といろいろ

御折衝中と聞いておりますが、この経過と現情勢はどういう情勢でありますか。第二次構造改善事業と本法との関係は表裏一体的なもののようにお考えになっておるようではありますが、本法との関係において、大臣の第二次構造改善事業についての基本方針を明らかにしていただきたいと思いま

○國務大臣(長谷川四郎君) 大藏省との折衝、各省との折衝等からの経緯もございますので、詳細は局長からお答えいたします。

○政府委員(池田俊也君) 第二次の構造改善事業

が本年度から発足するわけでございますが、これにつきましましては、先般の四十四年度予算編成の段階で、大蔵省といろいろ大筋につきまして協議をしたわけでございます。

そのときに大体きまりました方向というのは、要するに四十四年度から第二次の構造改善事業を発足させる。期間はおおむね十年間、全体の地域数は二千二百五十地区、それから一地区当たりの事業費の規模は補助事業といたしまして三億円、それから融資がおおむね一億円程度。したがいまして、全体の補助事業の金額といたしましては六千七百五十億、これは事業費でございますが、ということになるわけでございます。大体そういう点につきましては財政当局と了解点に達したわけでございます。その後さらにこまかい点を検討中でございますが、現在いろいろ相談をしているわけでございますが、現在主として議論をしておりますのは、補助事業の内容をどういうふうに考えるか、それから予算の執行方法をどういうふうにするかと、まあ大ざっぱに申し上げましてその二点につきましていろいろ調整をいたしております

それから、本年度の実際の事業といたしましては、四十四年度においては四百の地区の調査を行なう。そのうち二百地区につきまして計画を樹立する、こういうことが大体予算の内容としてきまっているわけでございます。

それから、第二次の構造改善事業とこの法案との関係でございますが、第二次の構造改善事業は、当然、相当将来農業を中心にして地域の振興をはかるようなところにおきまして、まあ模範的なといえますか、将来あるべき構造改善の姿を打ち出している、こういうような目的のものでございますから、当然、地区の指定をいたします場

合には農業振興地域から指定をする。ただ、農業振興地域は、私ども五年間ぐらいにわたりまして地区の指定、計画の樹立をしていこうということでございますから、発足当初はまだ全部きまっていなくてございます。したがいまして、構造改善事業を実施いたします地区につきましては、将来農業振興地域になるであろうということが非常にはっきりしておるような地区についても計画が樹立されるということもあるわけでございます。大体そういうところでございます。

○足腰麗君 いまおっしゃったようなことはもう新聞に出ておりまして、別に時間を要して何うほどのたいした新鮮味はないと思うんですが、私が聞いておりますのは、大蔵省との折衝はさることながら、予算はすでに成立をしておるわけであります。で、本法の審議に入っておるさなかにいまだにその決定的な点が難航して、いまだにわれわれがその全貌を文書によって知ることができない、こういうことは非常に困りますが、大臣段階の折衝ではあはれは入っておるのでありますか。いづころになったら話がつかうのでありますか。特にこの本法との関係は、いまの御説明によりまして非常に不可分の関係にあるようでありますので、それを明らかにしていただきたいというんです。大臣のひとつ決意なり見通しを明らかにしていただきたいと思うんです。

○國務大臣(長谷川四郎君) 御説ごもっともでございますので、至急事務折衝をさせて、なるべく早目に詰めさせて御報告をいたすようにいたします。

○足鹿覺君 衆議院でもこの点は相当問題になつたと聞いておりますが、それから相当の、一カ月近い日子を經ておるんです。衆議院でわが党の同僚委員から熱心な御質問があつた。自來もう相当の日子を經ておるわけでありますから、いま池田局長がおっしゃつたようなことはどの新聞にも載っておりますし、予算説明にも載つておるわけなんです。どの点が難航しておるか。しかも、それが第二次構造改善事業の相当重要なポイントを

占めてやしないかと思うから聞いておるのでありまして、あまりこの当委員会をそのしろうと扱いされないで、ちゃんと急所に触れた御答弁をなされば、私どもの質問は簡潔に終わるわけですね。休憩中にもなるべく簡潔に早くという御注文がありますから、その趣旨に沿って私は質問をしておるわけなんですけれども、どうもあなたの方の答弁が私の趣旨を汲んだ急所に触れた御答弁をされないから、どうも前進ができないように思いますが、いかがですか。

○政府委員(池田俊也君) 現在大蔵当局ともつばら議論をしております問題は、一つは補助事業の中身の問題であります。補助事業の中身といたしまして、これは第一次の従来の構造改善事業もそうでございますが、土地の基盤整備、それから農業近代化施設が中心といえますが、事業の大部分になりますことはこれはもう当然でございますけれども、私どもは過去のいままでやってまいりました構造改善事業をいろいろ反省いたしまして、今度の構造改善事業では新しい観点を取り入れたというところでいろいろ考えておるわけでございます。

その点がまだ調整がついてないわけでございますが、簡単に申し上げますと、一つはやはり文字どおり構造改善に資するような事業にいたしたい。こういうことで、要するに各経営が相当程度の規模になるような農家を極力育成する、あるいは集団的な生産組織が助長されるようなものになりたい。こういうようなことがございまして、私どもは新しい事業といたしまして農業経営整備事業というものを申しておるわけでございますが、そういうものを新しく実は取り入れたいということを考えているわけでございます。これはたとえば今後離農をして、農業から離れたという方々もあるわけでございますが、そういうような方の持っている農地というものは規模拡大等になるように持っていきたい。そういうようなための援助をしたい。こういうようなことがございまして、そういう点についての新しい考え方を案として

持っているわけでございますけれども、まだそれにつきましても最終的な調整ができていないわけでございます。

それから基盤整備、あるいは近代化施設でございますけれども、私どもはやはりこれは農業の基盤整備なり近代化のための事業でございますが、それとの関連におきまして生活環境にも関連するところがある程度役立つようなことにならないうようなもので、若干の興味を盛り込もうとしているわけでございます。そういう点につきましては、やはり新しい事業でございますから大蔵当局も非常に慎重でございます。最終的にまだ態度を明らかにいたしてはおりませんが、いろいろ問題点を指摘をしていると、こういうような段階でございます。

○足鹿寛君 本法案審議中にそのめどをつけて、第二次構造改善事業の実施要領をお出しになりました。なることがございますか。大体そのような規模なものは、私は第一次構造改善事業の際にも申し上げておりましたように、次官通牒等でもってすべきものではなくして、長期にわたる重要な施策でありますので、立法措置を伴って、責任を明らかにすべきであるということをおもは主張いたしてまいりました。いわんや今次第二次の構造改善事業が内容的に非常に重要性を持つものではないでしょうか。さきに私どもの考え方を捨てるわけにはまいりません。が、しかし、政府にその意図があるかないかは存じませんが、少なくともこの構造改善事業の実施計画というものはどうようなお取り扱いになるのであります。閣議決定をして、そして実施になる。実施は次官通達で、第一次構造改善事業と同じような形で行なわれる。このように理解してよろしいかどうか。それから第二次構造改善事業と実施地域は調整地域についてのみ実施されるのであります。そこで、午前中にも農林大臣の御所見を承りました都市周辺農業というものは、私は非常に重要

な地位を占めておると思うのです。今後の都市とは何かという一つの理念、基本理念の上から言いますと、都市とは人間が清らかな空気と大地を踏みふくこともできるし、緑に接することもできるし、そういう条件を備えた住みよい都市というのが、われわれの少なくとも今後の基本理念にならなければならないと思ひます。にもかかわらず、現実にはそうではない。したがって今度の法律を見ますと、都市近郊農地というものはきわめて軽く取り扱われておるやに思ひます。これとの関係はあとで触れますが、少なくとも調整地域に第二次構造改善事業は限って実施するのかどうか、その基本方針を、実施計画と実施の基本的な考え方をこの際明らかにしていただきたい。閣議決定から以後ずっと申し上げたその順に従って御答弁願ひたい。

○政府委員(池田俊也君) 構造改善事業の具体的な点がまだ全部詰まり切っていない点、非常におくれておりましたが申し上げたいと思ひます。調整ができましたが、私どもは極力調整を急ぎまして、調整ができました基本的な点については閣議決定をいたす、それからさらにそれに基きまして具体的なこまかい点もきめるわけでございまして、そういう点につきましては次官通達でその内容を明らかにする、それに沿って関係の方の御指導をする、こういうふうにご覧いただいております。

それから市街化調整区域等との関係でございますが、先ほど申し上げましたように、私どもは第二次の構造改善事業は農業振興地域の中でのべき地区を指定をする、こういうふうにご覧いただいております。ところで、農業振興地域は当然に、いま申し上げましたように、市街化調整区域は当然対象になります。これは現在の農地の四分の一程度が市街化調整区域の中にあるわけでございますから、将来も相当農業が盛んに行なわれるというところから、当然私どもはこれは積極的に条件に合うところは指定をしていく、こういうつもりでございます。したがって

まして第二次の構造改善事業も、市街化調整区域については当然行なわれるわけでございます。それから申し落としました、市街化調整区域でも、市街化区域でもないようなところ、これも当然対象になるわけでございます。

それから市街化区域につきましては、私どもは農業振興地域の指定が行なわれるというふうには考えておりませんし、したがって第二次の構造改善事業もその地区におきまして実施をするという考え方は持っておりません。この御答弁を受けて、

○足鹿寛君 農林大臣にいまの御答弁を受けて、ひとつこの際一番冒頭に述べたことと関連して、いま一応伺いたいと思ひます。これは大蔵建設大臣にも伺いたいと思ひますが、農業を都市地域に存続させることについて農林省はどう考えておるかということですね。大臣が私の質問に答えて、農業と都市との調和のとれた対策を進めていくために本法が必要なんだという御趣旨の答弁があったわけなんです。が、どうも昨日私どもが要求いたしましたとお配りいただきました「方針(案)」に建設省と話し合いをしたという「方針(案)」に「建設省」というと、どうもそういう点が見られていないように思ひます。少なくとも建設省と合議をしていくということになりますと、これは建設大臣から聞くのが私はほんとうだと思ひます。それから、おおよそ健全な都市とは一体何か、都市環境というものはどういうものであるか、またどういう環境をつくるべきであるかということもきわめて重要だと私は思ひます。将来の都市のあり方というものは、そして農業と都市との関係、これは非常に私は重大な関係を持つものだと思うのです。で、いわゆる新しい近代都市というものは、都市機能の一部として農業がある、緑がある、農地がある、土地がある、そういう姿が私は、これはあまりにも現実離れがしておると思ひます。と同時に、生鮮食料の供給地としての都市近郊農業の存在意義というものをやはり考えていかなければならぬと思ひます。ところが、いただいたこのものを

見ますと、そういう点については配慮がきわめて足りないと思うのですが、この点について大臣が私の質問に答えられた御所見をいま一応承りたい。

たとえばつとめて調整地域に入れようという地域を含めて集約的な優良な、これにありますが「集約的な優良農用地」というものを、「二十ヘクタール以上で、高性能な機械による営農が可能な土地条件を備え、かつ、十アール当り収量が当該農用地の所在する農業地域の平均以上である農用地」というようなものはこれは都市近郊地には見られぬではありませんか。ありませんよ、そういうところは。そうしますと、こういうところにも一つの問題が出てくると思います。

それから地区内の農用地、いわゆるこの市街化地区内における農用地の中にも関係が出てくるのでありますが、少なくとも二十町歩というものに限定をされるということにも私は疑問がありますし、それから優良集約農地というものを、それを都市近郊地も一律にそれでできているかという事になりまして、おそらくいま申しました農業と調和のとれた都市構成というものは事実上不可能になるのではないかと。したがって、その基準は五ヘクタール程度にまで私は下げる弾力性のある措置が必要になるのではないかと、こういうふうに思うのであります。

これは法律でもなければ、後日政令化して、省令になって出てくるのでありまして、私はこれを昨日から一覽をいたしまして非常に、農林大臣が午前中に言われた基本構想と私が立法の趣旨の点について述べたものと相当中身が違っておりと思うのです。高効率の農業などというのは都市近郊地には比較的小さい、大機械を入れようにも入れられない。が、しかし、施設園芸としては相当実績もあり、成果もあがって、高効率であります。ところがその基準のとり方が「一〇アール当り収量が当該農用地の所在する農業地域の平均以上である農用地」ということで基準をとりますと、これは全部はずされてしまふ、選別さ

れてしまふ。こういうことは私は法律が宣言立法であつても、政省令のきめ方では役に立つ場合もありまして、かえって害毒を流す場合もありますし、私が冒頭に述べた農地法は農民個人の選別法である、この地域法は地域ぐるみの選別法のいわゆる悪い面を露骨に出してきはないか、画一性を露呈しはしないかということ案じているのであります。これは技術的なことではありませんが、きわめて常識的なことであり、大事な点でありますので、大臣の腹においてとくとひとつ御判断をお願いしたい、どのような御所見をお持ちになっておりますか。お急ぎでありましてよろしく、その御答弁を聞いて、なお一問お尋ねをしたいことがございます。

○国務大臣(長谷川四郎君) 健全な都市とは、何と言つても住宅あるいは工場地帯、それに伴う生鮮食料品の供給地帯、こういうようなものが確立しているところにはじめて健全な都市形成が行なわれていくのだと考へられます。したがって、わが国のような狭い領土の中においてそのようなものを位置づけていくのですから、幾ぶん無理のあるところもあるであらうけれども、日本の農業技術から考へるならば、今日いまままでのような考へ方よりも、さらに農業技術というものが非常に向上してある、たとえば野菜のつくり方においてもそのとおりである。さらにまた施設園芸等につきましても非常に向上をしております。こういうような観点から考へるならば、必ずしも二十町歩以上でなければならぬと都市周辺がきめられることはどうかという点についても一案であらうとも考へられます。しかしながら、こういうような一つの目安というものをやはりきちんとして置いて、それには国のほうでその一つの目安の上に立つての助成、指導、すべてを行なつていかなければならぬのでございますから、一応そのようなめどとしてつけたのだと思つてございいます。こまかい点については、私もまだ、言われていませんのでみようと申すところぐらいで、よくわかつておりませんので申しわけありませんけれども

大体私の考え方からいって、そのようなことだと思つてございまして、詳細にわたつては、局長からいふ説明をさせます。

○足鹿覺君 局長の答弁じやなしに、大臣、これはまだとくと読んでおられぬと言ふ、私どもも、夕べもらつてきましてやと読んでいただけなんです。こういう重大なものをきのうも私が要求をして、はじめて達達理事から正式な御要請を出してもらつて、配られるというところにいゝわゆる問題があると思ふんです。私は大臣が事こまやかにすべてのものをお読みになる必要もないし、また読まれるような大臣でもないと思ふんです。筋さえ間違えられなければそれで私はいいと思ふんです。大臣とはそういうものであり、国務を担當していられしやるわけでありまして、政策の方向だけはやはり大臣ひとつ明確にしておいていただきたい。

そういう点から申し上げますと、これは私も不勉強でありますけれども、「都市農業の展開」という一文がさる誌上に載つております。その要領は、横浜市における港北ニュータウンの構想というもので、現にこれは実施計画が行なわれておる地域であります。それは約二十五万人を収容し二千五百ヘクタールに及ぶ膨大な日本におけるニュータウン構想としては最大のものであらうといわれております。この二千五百ヘクタールの中に五百二十五ヘクタールの生産緑地、すなわち農用地を置くという構想なんです。いわゆる新しい都市構想というものは、ニュータウンの構想というものは、二千五百ヘクタールの約三分の一を緑の地として残していき、こういう構想は、私はこれが実現したならば日本の新しい都市の姿がひとつ実現すると思つて期待をしておるわけでありまして、都市農業の存在の意義について、私は建設省も農林省ももう少しまなことを広げて、今日の時点に合せて考へていく必要があるのではないかと、そういう意味からいふ申し上げました二十ヘクタールが優良集約農地ときめつけていくということとは、たとえ方針といえども、私はこれは再検

計の余地があるのではないかと、かように思つてあります。

その点やはりこれは大臣として、属僚というと語弊がありますが、大臣、補佐官の意見はよくお聞きになる必要はありますけれども、判断はやはり建設大臣とあなたがよくお話し合いになりまして、ニュータウンの構想にいゝわゆるコンクリートの都市をつくつていくといふままでの考え方から、緑と土と清浄な空気を保障していくという都市構想の中に農業というものの位置づけをどう取り扱っていくかということとは、少なくとも国政を担當する上において大臣として御判断になるべきものだと思ひます。そういう意味から視野を広げて、ひとつ建設大臣とこの方針案を折衝されるにあつては、政策の方向と具体化をはかるというものがこの方針案でありますから、これは昨日大和田君は私の質問に答えて、非公式でありましたけれども、部内資料であると言われた。しかし、部内資料どころか、これは部外にも出ておりますし、新聞にも載つておる。それを国会が要求して初めて当委員会に提出をされるというふうなことは困ります。これからこういうことのないように、われわれが審議に必要だと思ふものは、何ら秘密を要しないものについては積極的にみずから資料を提出し、われわれももっと真剣にこういうことについて検討する時間と余裕を与えてもらいたいと思ひます。

この二点、大臣の独自のひとつ判断をしていただきたい。この方針案は最終的には新しい都市構想と農業問題をどう位置づけるかという点について、建設大臣と農林大臣が対高所からこの問題をきめていただきたい。その御決意のほどをひとつ承りたいと思ひます。

○国務大臣(長谷川四郎君) 市街化区域、その中には空地ができるから、それは別として、調整区域というものは都市なんです。都市形成をやるのですから、少なくとも五十万から五十万、三十万から三十万の都市、そういう都市形成の中に立つた調整区域というものをつくるとするならば

ば、その供給する地区内というものは、少なくともどのぐらいの範囲が必要かというものはおのずから出てくると思う。したがって、いまおっしゃるように、少しぐらいのものをこつちとかあつちとかここにもというようなことではなかなか価値がないのじゃないでしょうか。私もよくこの内容を聞いておりませんが、いずれにいたしましても御趣旨はよくわかります。十分これらについてはもう一度よくうちの中から承りまして、建設大臣とは十分その点については折衝はいたしてあります。(大臣、それは反対だ。市街化のほうに二十町歩残すということについて質問があるんだから、調整地区は問題ないんだ。大臣の言われたのは反対ですよ。と呼ぶ者あり)

ああそうか、どうもおかしいと思つたんだ、僕は。市街化の中ならば、それはもうよくわかりました。それはそのとおり。市街化の中には空地もできるであらうし……、ちよつとよく聞いて答弁するよりも、局長から答弁させます。

○政府委員(中野和仁君) いまの市街化区域の中で農業を営めるかどうかという問題でございすが、新都市計画によりまして、市街化区域というのは十年以内に市街化をするという地域に限つてそういう線を引くわけです。したがって、恒久的にそこを農業でやっていくという地域でありますれば、それは調整地域に入れて線を引くということではなければならないというふうに考へております。ただ都市の緑という面では、公園緑地あるいは空地地区の指定等、市街化区域の中では建設省のサイドで行なわれますので、その辺は市街化区域の今度の考へ方がいままでのようなスプロールの発展をさせるんじゃないで、むしろ市街化区域の中を住居専用地域なり工場地域なり、あるいは美観地域、風致地区等用途指定をいたしまして保存をしたい、こういう考へ方になつておるわけでありまして。

○足鹿寛君 これは、去る三月三十一日に東京の農家が新都計法に対して注文をつける大会を開い

ておる記事が新聞に載つておつたわけでありまして。それによりまして、農住混合都市の構想というものをやつぱり打ち出してきておるわけですが、どうしてもいけなぬ場合は近県へ移転をしていく政策に対してはどう考へているかという考へ方を持っておるわけでありまして。と同時に、市街化区域内においても農業者の意向のもとに五ヘクタールの集団農地を育成し、都市化との調和をはかるべきではないかと大会の総意でもつてきておるから、私は先ほど来言つておるんですよ。私個人のいわゆる一つの考へ方などではないんです。現実にはこの都市圏における、東京都市圏における農家が千人以上も寄つて、そうして農住混合の構想というものをみずから地域住民が良心的に人ごとではなくして、そういう考へ方を打ち出しておるというところは尊重すべき総意ではありませんか。これが一点。

同時に、その一つの方法としては、市街化区域内においても農業者の意向のもとに、農業者がそういう意向になるならば、五ヘクタールの集団農地を育成して都市化との調和をはかつていくことが新しい都市と農業との調和のとれた姿だと、こういうふうに言つておるんです。もつとこまかい条項をあなたの方のほうに達達があつたと思ひますが、そういう点を、それは建設省のやられることだというふうなことはなくして、私が言つておるの、一般のすれすれの、市街化と調整地域の境界線に当たつておるところが相当あるわけでありまして、やはりそのでこぼこもあつたしね、線で引いたようなわけにいきませんからね。ですからそこは実情に即応してこういう構想というものは器械、定木ではおしはかれないわけでありまして、一般の調整地域なりその他農業適地において二十ヘクタールというのが優良集団農地として私は適当でないということと同時に、いま大臣の答弁も、私の質問が一部否足らずの点があつたので御混乱があつたようでありますが大、大臣、こうなんです。

一般の調整地域つまり農業地域においてもい

ゆる高性能の機械を入れて、その反収がその県の平均反収よりも上回るといふものが条件になるといふことにおいて、二十ヘクタールを一つの基準に置かれること自体も間違いだ、いわんや都市周辺においては、いま言つたような市街化地域内との関係もあつて、やはり二十ヘクタールというようなものには無理があるのではないかと。そこに十とかあるいは五とかというゆる緩衝地帯的なものが都市近郊農業あるいは市街地化の中における農業の状況として必要になつてくるのではないかと、こういう二つにまたがる質問であります。

ちよつと私の質問が否足らずであつたかもしれませんが、そういう点も含めて、これは三月三十一日杉並区公会堂において東京都内の農民大会が開かれて、そうしていわゆる農住混合方式というものを打ち出しておる。どうしてもいけぬならば、自分らを農政の対象からはずしてしまつてもりならば、どこかへ移転をさせるための政策を考へる。それも打ち出してあります。まだ一ぱい打ち出してありますが、市街地の区域においてもいゆる優良農業者は残つておるのだぞと、その者に対しては五ヘクタールの集団農地というものはあるのだから、そういうものを育成したらどうかと言つておるわけなんです。ですから、それを農政の対象から締め出すという立法趣旨のようにも受け取れますし、その辺が建設大臣とあなたとの折衝の政治問題として将来の都市形成の上からいつて、都市と農業との関係の調和の面からいつて大事な点になりはしないか、こういうことを私は言つておるわけなんです。

○国務大臣(長谷川四郎君) なかなかむずかしいところで、東京を中心としたお話になつてくるとたいへんむずかしい問題が出てくると思ひます。私もこの間うち東京を中心とした青年たちの意見を聞いてみると、値段がよくなればすぐまたそこを手放すのだと、当然あなたがおっしゃるのとおり放しますと、私が聞いたらそういうことを言つておるのです。しかし、それをあまり小さくしていいくといつても、必ずしもそう小さくしていい

のが、調整区域に指定されてしまつたとあとの身動きが、売らなくても、値がよくなつても手放すことができなくなるといふように、非常に苦しい面も反面あるのじゃないでしょうか。そういうような点もこの間私のところ言つてまいつた人がおりましたが、まあいづれにいたしましても大体二十ヘクタールという点に何か疑問があるとするならば、大いに考える必要もあるけれども、私が聞いた範囲内、その人たちの陳情などから総合すると、そう御無理でもないように一応伺つておつたわけでございます。それで、結局虫食いになる。五ヘクタール虫食いになつていく。その周囲にどんな家ができていく。十年後には市街地区域といふものは全部家が建つという計算になつておるものでございしますから、なかなかそのときまで徐々にまあ一生懸命こつちが対象としていろいろな助成、補助、これをやらぬというわけでない。農業をやつておる者なら当然権利があるのですから、行なつてはまいますけれども、やつぱり行つてしまつて、結局はそれが虫食いになつたものが、つい虫食いだからこれを宅地にと、またこれが宅地にというような傾向にはこれは当然なつてくるだらうというふうに私は予想をいたしておりました。そこで、きょうのお話しのよう

に、二十ヘクタールくらいのもので、がっちりしたものでなければ、政府のこれが調整指定地域であるぞよというふうな本能的な動きがないのじゃないでしょうか。どうも私はこの間うちの三鷹からあの辺の若い人たちが私のところに來ましてのお話を承りますと、そんなような感じがいたしておりました。いづれにしてもこの点をもう少し私ども勉強しなければ、きょうここで答弁ができせんけれども、次回までにこの点を十分勉強してお答え申し上げよういたします。

○足鹿寛君 それじゃ、御答弁を私ここで明白にいたしたいのではありませんが、やはり方向づけとしては再検討される必要があるではございせんか、こう申しておるのであります。私の言わんとおるところは大臣にもだいたい通じてき

たと思うんですが、事務当局はわかっているはず
です。

第一、この「方針(案)」の八ページには市街化区域における施策として大臣、こういうことをい
ておる。「市街化区域は、既成市街地およびお
むね一〇年以内に計画的優先的に市街化を図るべ
き区域であつて、都市施設の整備に際し逐次市街
化されることが見込まれるから、土地基盤整備事
業その他効用の長期に及ぶ公共投資は行なわな
い」とするが、云々ということになってきておる
わけでありまして、当分の間は若干のめんどうは
見てやるが、その後は見ないんだとはっきりして
いる。「方針(案)」では切り捨てた。ですから私は
そういうことでは大臣が午前中御答弁になり、
先ほど来の私の主張に賛成だとおっしゃったこと
と違ふようになりはしませんかと言つてゐるん
です。東京都周辺にしてみても、先ほど休憩中
にいろいろ農林省の幹部諸君とも話しましたが、
農民は千差万別ですけれども、政府が一つの政策
の方向を示し、そうしてこれに協力を求めていく
場合と、頭から切つていく場合とはおのずから
地域住民の協力の態度なり考え方は違つてくる
と思う。いわんや一千名からの市街地の人たちが
寄つて、少なくとも五ヘクタールの集団地をやは
り助成の対象にしてくれ、自分たちもやる意気が
あるのだということを言つてゐる以上は、私は
東京都周辺の一事例として看過すべきものではな
いのじゃないかと、こう申し上げておるわけ
です。

この点、私が地域的選別法だと言つてはこうい
う点を言つてゐるんです。農地法では頭を押えて
切つていき、今度は地域で切つていく、それは農
林省自体がおやりになることですか。他の省なら
ば別として、農林省自体がそういう政策の大きな
転換をこういう簡単な法律によつて行ない得るな
らば、農業基本法はやめなさい。農業基本法は飾
りものですよ。それでは虫食ひ状態になつてしま
いますよ。ですから私はそういう点をよく御理解
になれば、少なくともこの「方針(案)」は——この

法律はいわゆる作文的な法律でありますから、中
身は政省令によつてきまるわけですから政省令の
提出を求めます。こんな「方針(案)」では了承でき
ません。建設省と相談して早急にきめて、そうし
て政省令案が出されなければこの審議の促進をは
かることはできません。そういう上つつらな審議
はできません。内容もない。大臣を補佐するあ
なた方の準備が足りないし、大臣の判断もつか
ないような——いわゆる大臣は都市と農業との調和
のとれた住みよい都市づくりをしていくのが本法
の目的だと言つたばかりありませんか。

だとするならば、それにふさわしいような方針
案、政省令案ができてこそ初めて本法の価値があ
る意味においては効果を發揮するのではないかと
、こう思うんです。政省令が伴わなければこう
いう宣言的なものはなかなか取り扱いが慎重に
ならざるを得ません。すべてを政省令に依存する
ようなこういう考え方は、われわれは同調しが
たいことになりません。他の同僚委員はどうか知
りませんが、私は非常に危険な立法になると思
います。第一、都市に在住する農民——いわゆる農
業というものは必ず農民がついておる。農民の基
本的な権利にまで及ぶようなものを、こういう一
片の法律でもつてしるばるようになりません
よ。しかも法律そのものには何ら書いてなくし
て、政省令で、いわゆる憲法に保障された職業の
自由まであれして、公共投資の対象にもならな
い、融資の対象にもならない、農政の対象にもな
らないとして切つてしまおうとするわけじゃあ
りませんか、そういうことになると思ふんです。私
はもっとこれは慎重審議が必要になると思ひます
が、そういう点についてももう少しあなた方も考
えにならないければならぬところがあつたのか
と思ふ。御再考になる点はないですか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 市街化区域の中で、
自分はどうしても農業をやりたいという人があ
る、そのまわりは全部住宅地になつてしまつた、
それでも自分はやりたい、農業から離れないと
いつておやりになる、こういうお方があるならば、

その人には農業者としての取り扱いをすることは
当然なことだと私は考えますが、農林省が、あな
たは市街化区域の中に住んでいて農業をやつてい
るんですからすべての対象にいたしません、農
業者としての対象にいたしませんと、こう言う
んですと、御意見がうかがわれるんですけれど
も……。

○足鹿寛君 市街化の中ではやらないと書いてあ
るから問題にしてゐるんですよ。

○国務大臣(長谷川四郎君) ですから、その人を
農業者としての対象にしない。こういう意味で
はないんで、要はその人が、ここは土地改良をす
るとか、新たに整備計画をこうやるんだというよ
うなことになると、わずかの土地で周囲が全部家
が建つてゐる中で、それだけのことをそこでもつ
ておやりになることは御無理であらう、こういう
ふうな考へておるようでございますが、その点に
ついて、不足が知りませんけれども、私はそうい
うようなことに承つておるわけです。

○政府委員(中野和仁君) 先ほど私申し上げまし
たように、市街化区域というのは、大体十年以内
に市街化をしてしまふという計画を立てる地域を
きめるということについて、都道府県知事が建設
大臣と協議してその地域をきめるわけです。その
場合には村、町にその問題をおろしまして公聴会
等開きまして、そこでその地域はそうしようとい
うふうにきまつて都市計画がきまるわけござい
ます。そうなりますと、その市街化区域の中は少
くとも十年の間に都市側のほうで下水をつくる、
街路をつくるということをやつていくという地
域をきめるわけでございますから、永久に農業が
そこで残るということには計画上はなつてこ
ない地域でございます。そういうわけでありませ
う、この八ページにもございまして……で、
そのことは都市計画法の法律に書いてございま
す。そういうことで国会でも昨年も非常に議論が
あつたところでございまして、十年以内に優先的
かつ計画的に市街化をはかるということを法律に
明示されておるものですから、そういう法律のも

とでその都市周辺の農業と、都市側のそういう計
画的な住宅地化あるいは工場地化との調整をどう
するかという問題につきましてこういう案をつ
くりまして、これを県の段階あるいは町村段階で
持つていく。そうしませんが、農民のほうとそれ
から都市側のほうとの相談をするときに何も指針
がありませんと何もできないわけでございます。
そこでこういうのを案としていまつくつておるわ
けでございます。

ただ、足鹿先生の言われます五ヘクタールは残
さなければいかぬじゃないかという話でございま
すけれども、周辺が全部街路がつき、下水道がつ
いた中で、そこで農業をがんばるほうがいいの
か、あるいは代替地を見つめてもつと広いところ
へ行つたほうがいいのか、都市公害の問題で畜産
公害等出てまいつておりますので、その辺を具体
的に調整する必要があるというふうにおわれは
考へておるわけでございます。

○足鹿寛君 大臣が再検討するといふ答弁がなけ
れば困るんです、これは。大臣も御都合があるよ
うであります、この点についてはもう資料は一
ぱいあるんですよ、これは並べたら。どうしてこの
土地を離さるかということになるんですから、
いま中野農地局長のおっしゃるようなそんなこと
はわかつてゐます。市街化地域に指定を受けた
場合には、この法律の案文の五ページに書いてあ
る以外に、とにかく十項目近く、土地を離さざる
を得なくなるのでありますから、それが問題だ
というんです。ですから、これは建設省に言うこと
でもあり、自治省にも尋ねたいことであります
が、農林省はいわゆる都市と農業との関係になれ
ば農業者の側からものを考えるならば、もう少し
ものの判断を間違えないようにしてもらわな
ければ困るというのが私の質問の趣旨であつて、
この「方針(案)」そのものも、きのう聞くとこ
ろによれば暫定案であり、最終案ではないと、こうい
うことでありますから、きまらないうちに大臣の
高度の——今後、大臣にもあなた方もよく御進講
申し上げて、そうして誤りなきを期してもらいた

い。したがって、この案を最終案としないで十分に検討して対処するということがあれば、これは私、一応きょうは大臣の御都合も尊重いたしますが、そうでない限りはまだ理由を一ぱい並べますよ、なんぼでも。

○国務大臣(長谷川四郎君) どうもそこまでの意見は同じなんです、足鹿さんと私は。農業経営を行なうのに無秩序な潰瘍が行なわれておるといふのであるから、どうしてもこの際整備をしなければならぬと、こういう考え方の基本に立って、そうして市街化調整区域という問題が出てきておる。こういう点について、その市街化調整区域内にまだ問題が残されておるわけでございしますから、そういう点についてはもっと検討を加える必要があれば、これからもっと検討を加えてみましょう。

○足鹿君 そんなしぶしぶでいいのですか。(笑)

○国務大臣(長谷川四郎君) まだ案ですから、十分御意見は考慮に入れて、これはあなたはそのう見せてもらった、私はいま見せてもらったのですから、だからこれから十分検討を加えてみて、そうしてなるべく、そういう御意見のようなことがあるならば、さらに建設大臣と話し合うところがあるならば、話し合ってみましょう。しかし、きょうここでやりやますとはつきりまだ申し上げられる段階までいってありませんから……。

○足鹿君 再検討するということでありますから、あなた御所用があるならばお出かけになってけつこうです。あとで事務当局に申し上げますが、とにかく大臣もごらんになったばかりでわからないでしようから、これには説明をすれば幾らでもありますから、また別の機会に申し上げる機会もありましょう。きょうは他へ御所用があつておいでになるからこれ以上申し上げません。御検討になっていただきたいと思ひます。

そこで、いまの続きを二、三申し上げて私の質疑を終りたいと思ひますが、新都市計画法において第六条に、都市計画に関する基礎調査を、都市

計画区域についておおむね五年ごとに実施することとし、その結果、都市計画の変更の必要が明らかなる場合には、第二十一条によつて変更しなければならないこととなつてゐるのでありますから、つとめて市街化区域に含めないものとして発足当初判断された農用地は市街化区域に含めないものと同一の取り扱いにし、「方針(案)」における特例に該当するに至つた場合に初めて必要最小限度の面積を市街化区域に含ませいくことが適切であると考えますし、それが今日変動きまわりの都市の拡大、拡張、態様の変化の実態に即応するやり方ではないかと考えますが、この案について建設省と折衝する心がまえなりについて伺ひたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) この案で考えましたのは、市街化をするところと、それから市街化を抑制するところを分ける場合に、どういふところをどつち持つていくかという問題の考え方としたしまして、農林省の気持ちといたしましては、できるだけ農地は確保したいという気持ちはもちろん基礎にはあるわけでございしますが、また、一方都市側の急速な高度成長経済をもつた市街化が進んでまいりますのに、あまりがらばり過ぎて農地を残し過ぎますと、調整地域に飛び出してきまして、そして開発許可を受けにくくなるというやうな問題もございします。それから大田建設省その他の推定でも、市街化区域をつくり出す場合には、大田首都圏等いまの既成市街地の倍程度を十年間で考へておるようございしますから、そういうものを前提にいたしますと、われわれとしましては、都市周辺の近郊農業を確保したいという気持ちは一方あるものですから、絶対いけないうところ、それからそこまでは生産力も高くないからつとめて避けなければいかぬところ、非常にきめこまかくきめたわけでございます。ただ、気持ちといたしましては、できるだけ集約的なところは調整地域の中に残していきたいといふことには思ひます。その辺はただいま御指摘がございました都市側といたしましては五年ごとに調

査をやりまして、やはりもう少し市街化地域をふくらましたほうがいいという調査が出てきますれば、その場合に建設大臣と農林大臣が相談をして市街化区域の線を引き直しをするということになるのであります。気持ちはいいとして、はでできるだけ都市周辺の集約農地は確保しておきたい、こう考えます。

○足鹿君 当然そうあるべきだと思ひます。が、都市計画法によつても大体五年でですね。いま局長がおっしゃいましたように、基礎調査をやつて計画変更をするという規定が置いてあるわけじゃない。ですから、当初は市街化区域というのはなるべく狭めていって、そうしてまたある一定の方向へ市街地が伸びようとしておつても条件が変わればどちらへ向いていくのかわかりません。あらかじめ予測することはできません。きょうも午前中の池田さんの御答弁があまり抽象的で私が苦言を呈しましたが、予測できません。だからこそ、五カ年ごとに都市計画法でも調査をして計画を再検討することになっておりますから、なるべくこれは縮めていく、そういう考え方に立つていくべきであらうと思ひますが、その点について、つとめて市街化区域に含めないものとして設定された地域がまず市街化される必要があるという現象が一般的に予測されるには限りません。ですから、両者の優先順位は当然必要になると私は思ふのでありまして、その点についてはどういふふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(中野和仁君) 優先順位の点を考えましたものですから、都市周辺の農業を守るためにはやはりその地域の生産力の高いところを残していきたい。それからまた基礎整備をやつておるところ、あるいは済んだばかりでまだ農業としての効用が非常に発揮されておるところ、それは絶対残したい。その次に残さなければならぬものは、やはり土地改良事業等も済みましてかなりたつておつても排水施設等もまだ良好な管理がされておるといふようなところもできるだけ残していきたい。それから野菜産地なんかにあります

と、これは単に、非常に広い地域ではございまして、一つの町村が指定になっておりましたも、その団地、団地は二ヘクタール、三ヘクタールというやうなことがございしますから、そういうものは都市近郊の野菜の供給のためにはできるだけまづ残していきたい、こういう考え方では優先順位を考へていいます。それから都市周辺でも、農家の中では土地改良事業を計画するやうなことがございします。そういうやうなもののつきまがしてはできるだけその計画を尊重していきたいといふふうにして農家側ばかりあまり広くなり過ぎますと、逆に調整地域が大きくなりまして、都市側からはこの法律にもありますやうに、場所がないから開発許可を受けたいといふので、どんどん外に出てくる、これが一番スプロールとしては困るわけでございします。で、ある程度都市側の計画的な都市化を進めるといふ用地は確保せると同時に、農業側としましては農業としてやれる範囲は守つていきたい、こういう考え方でおるわけでございまして、できるだけ市街化地域を狭めるはうがいいのかどうか、かなり私は問題ではないかといふふうにお考へております。

○足鹿君 午前中に経済企画庁に伺ひましたが、その具体的な裏づけとして、農林水産技術会議並びに林野庁に伺ひますが、午前中、宮崎総合開発局長が説明をされました第四次ないしは第五次の新総合開発計画、これは近く本ぎまりになるというお話でございしましたが、その際の乳肉合わせて畜産一千万頭、水田二百万町歩、畑地百九十万町歩、全国七ブロックに基づく各営農類型別の詳細な御発表がありました。これについて農林水産技術会議はこの構想に基づく営農体系的な裏づけについて、どのように協議に参加をされ、またあの計画を消化していられるお見込みでありますか、お考へを示していただきたい。

同時に、ここで示されております、百五十万町歩ないし百六十万町歩の市街地調整区域に対する予定地域が予想されますが、それに対する全国ブ

ロック別に、どのように農林水産技術会議として
は営農技術体系としてこれを裏づけされようとお
考えになっておりますか。その段階において、都
市近郊農業というものの評価とあり方について、
どういった見解を持っておられますか、ひとつ伺わ
せていただきます。

同時に、林野庁に伺いたいことは、少なくとも
今日の時点において肉畜合わせで一千万頭という
ものを昭和六十年目標に実現をしていくという経
済企画庁の構想というものは、農林省の構想とは
相当飛躍しているのではないかと私は思います。
しかし農林省からも出向しておられますし、これ
が宙に浮いた議論としていくのではなくして、こ
れが定まればそれを経済目標として財政投融資が
行なわれていくわけでありまして、なかなか乳
肉の畜産振興という面になりますと、百四十万ヘ
クタール程度の牧野、牧草地が必要になってくる、
こういうことになりまして、国有林につきましても
適地についてはこれは開放し、それに即応しない
限り、今日の段階において一千万頭の肉畜の構
想というものは絵にかいたもちになりはしない
か、かように思うわけでありまして、この点につ
いて、林野庁はどのような態度で今後対処してい
かしようとしておりますか、特に国有林に対する所
見、一般民有林についてどういった指導によつてこ
の乳肉の一千万頭、百四十万ヘクタールの牧野、
牧草地を開発していかれようとしておられますか、
その点について水産会議と林野庁から明らかに
していただきたい。本法との関係において、特
にまた留意すべき点、関係する点がありましたら
らばそれもあわせて伺いたいと思います。

○説明員(川井一之君) いまお話がございました
ように、国土の総合開発の技術と申しますと、や
はりかなり広範な地域を、相当大規模な、生産性
の高い技術で生産に寄与していくという方向が非
常に望ましいわけでございます。技術会議とい
たしましては、そういう近代的な、大規模生産技
術体系というものの開発に鋭意努力してまいって
いるわけでございます。特に畜産関係あるいは水

田の大規模な生産等、その研究としては非常に新
しい問題でございますが、従来その技術の成果を
上げることにつきましてはできるだけ努力してま
いったわけでございます。

ただいまお話のございました全国の営農計画で
ございますが、経営研究につきましては先ほど来
お話のございましたように、最近都市化あるいは
工業化によりまして、農村から非常に労働力の流
出が激しく起こっておりますが、それに伴ないま
して、労賃とかあるいは地価というものが高騰し
たしております。その影響が非常に強くなつて
きています。その中で、農業経営の合理化あるいは
自立経営というものをいかに進めようかというこ
とが非常に重要な問題になってきておりますので、
そういう観点から技術会議といたしましては、国
の研究機関及び全国の都道府県の研究機関の協力
によりまして、たとえば自立経営の経営方式に関
する研究あるいは集約栽培及び請け負い耕作の諸
方式あるいは近郊農業の展開あるいは地域農業の
動向予測と経営対応というような研究課題をか
まえて、いろいろ研究を進めてきております。

また、それと関連いたしましたして、技術的な問題
といたしましては、都市近郊で施設園芸が相当大
規模に起きてまいりますが、そういう場合の施
設、機械化を利用したなるべく手のかからない自
動制御方式というふうな研究、あるいは蔬菜につ
いてもある程度大型の機械で省力的な栽培ができ
る技術開発あるいは都市近郊酪農あるいは養鶏、
養豚というふうなものにつきましても、かなり多
頭飼育という技術が要請されておりますが、そう
いうような研究につきまして積極的に進めてきて
いわれるわけでございます。

そこで、これら従来の研究は必ずしも十分では
ございませんけれども、かなりいろいろな技術的
な成果がでておられますので、その積極的な活
用につきましては、普及とか行政あるいは団体と
いうような機関との連携を密にいたしまして、そ
の成果を積極的に活用いたしまして、全国の営農

類型の策定の資に供したいという考え方でござい
ます。

それからただいまのお答えの中にも触れたわけ
でございますが、都市近郊の評価ということでご
ざいます。これは当然都市近郊におきましては、
まあたとえば園芸関係におきましては果菜類を主
体とするハウス栽培あるいは大規模な都市酪農、
いわゆる主として購入飼料に依存するような酪農
が東京あるいは東海、近畿というところでふえて
おりますが、そういう都市酪農あるいは多頭飼育
の養鶏、養豚というふうな、いわゆる集約的な
畜産、園芸というものが非常に重要になってきて
おります。こういう大規模施設による資本集約的
な経営、しかも相当資金も地価も上がつてきてお
りますので、できるだけ機械施設というものによ
るところの資本集約的な企業的な経営という方向
をとると思ひますが、できるだけ省力的な管理の
できる、そういう技術を急速に展開するというこ
とが非常に重要であるというふうに考えておりま
す。

それからさらには当然この第一次生産物の利用
加工という問題も非常に重要でございますし、そ
れから都市近郊の農業経営と申しまして、なる
べく生産から流通加工に至るまでの組織的な体系
というものが今後市場態様を強めていく場合に、
その組織的な展開ということも非常に重要でござ
いますので、そういうようないろいろな技術開発
ないしは対策を集中しながらやはり都市の健全な
発展のためにそれにふさわしい近郊農業を育成し
ていくということも非常に重要であるという考え
方で試験研究を進めております。

○委員長(任田新治君) 答弁は簡略に願います。
○政府委員(片山正英君) この振興法にいたしま
してもあるいは経済企画庁の出しております総合
開発計画にいたしましても、土地の利用を合理的
に推進する。あるいは農地としての有効利用をは
かる、こういう目的であらうと思つておるわけで
ございますが、ひるがえつて林野庁のいまの現況
でございますが、森林といたしましては民有林の

過半が新炭林でございます。したがって、こう
いう新炭林の姿は今後新炭需要の減少に伴いまし
てさらに有効利用をはからなければならぬ。も
ちろん用材林に切りかえる等、その他農用地の適
地もあらうかと思ひます。そういうものに對して
対処してまいらうということでは具体的に自然の
条件とか、あるいは地域農業の経営の動向とか、そ
ういふものを判断しながらこれは対処してまいら
うということになるわけでございますが、しかし、
その場合にいかなる土地の合理的な利用をするか
というものにつきましては県知事が認定をいた
します。その際に十分吟味もできますことと、そ
の認定に対する基本方針につきましては、農林大
臣が承認を与えるというふうなことでございま
す。あくまで土地の合理的な利用を推進するこ
という観点で対処してまいらるべきではないかと思
ひます。

また、国有林につきましては御承知のように、
市町村長が計画を立てる際にはその所管官庁に承
認を得ることになっております。その段階におき
ましてやはり林業基本法というものがございま
すので、その趣旨に即しまして国土の保全である
と、あるいは林地として保護上どうしても必要で
ある、あるいは地元の経済上関連した権利が設
定されております。そういうようなこともござい
ますので、それらを考慮して、さらに土地の利用
をはかるためにこれに対処してまいらうというこ
とで進みたいと思つております。

そこで、数量的に先ほど草地その他が百四十万
町歩というふうなことを先生おっしゃいました
が、計画にもありますようにおおむね五十万町歩
から百万町歩くらい減るんではないだろうかとい
うような計画でございます。これらにつきま
しては具体的にそのつど検討して対処してまいら
うと、こう思つておる次第でございます。
○足鹿繁君 最後に……農林大臣が御退出にな
りましたので、結論的なお尋ねはまた別な機会に
いたしまして、この「二方針(案)」の中で重要と思わ
れる点、2の(2)のE項についてちょっとお尋ねを

してみたいと思いますが、これに指摘されておりまして、これはきわめて象徴的だと思つております。国庫補助や制度資金等の融資事業の実施地区などと農用地を市街化区域からはずす考えが示されておるわけでありまして、このような趣旨で限定をされる理由は一体何であるか。されることに私は非常に大きな疑問と不安を持っておるわけでありまして、

というのは、この制度資金やその他の実施地域だけを対象に考えるのではなくして、現在一般金融や自己資金で同趣旨の効果をあげておる地域というものは都市近郊地域には多数は存在しておると思つておる。それらを何らこの案文の上において

は取り上げておられないということは、全然別して考える必要がないと、こういう御所見でありますか。区別をされるというならば、どういう理由によつて自己資金や一般金融によつてまかなつて効果をあげておるものは相手にしないのだと、その理由を明らかにしていただきたい。全く納得のいかぬやり方だと思つておる。これを明らかにしていただきたいと思つておる。

○政府委員(中野和仁君) いまの一般金融なりあるいは自力でやりましたものを除外しておるといふ趣旨ではございませんで、このそれぞれの項の一番先に書いてありますように、団地規模が二十ヘクタールとところで優良な農地は残すのだという中に含めておられおることをおつておる。農地投資をやる場合の効率といふまいか、そういうものが土地改良をやりましてある日すぐ宅地にかへられたのじやと世間の非難もあるわけでございますから、特にそういうようなところについて、たとえば土地改良事業につきましては八年間はだめだとか、あるいは融資の問題につきましても、国の融資を受けてつくつたものについては管理されてはだめだということを書いたわけではございませんで、一般のほうでもいいということではありまして、一般でもりつぱな農地につきましましては、最初に申し上げましたように、団地規模の大きさによって確保していききたいというふ

うに考えておるわけでございます。

○足産議員 最後には私は、市街化区域に指定された場合の農業や農民が受ける影響と問題点を指摘して農林省当局の再検討をわずらわして私の質疑を終わりたいと思つておる。第一に、土地改良、農業近代化施設などに対する補助金、融資が打ち切られる点が非常に問題だと思つておる。

第二点は、農民の生活と経営が無視された形で土地区画整理が行なわれる可能性が強い。たとえば工業用地の確保のために農地が強制提供されるという懸念が強い、されないという保証は全くありません。

第三に、固定資産税、都市計画税、相続税などの評価額が宅地並みになりまして農地の取得がきつめて困難になります。実際は増税されることになり、おのづから農地を手放すことが事実上強制されてくるのではないかと心配がおります。さらに農地を売却した際は、代替地として別に農地を買つた場合課税されないという現在の税制、事業用資産の買いかへ制度が昭和四十四年度限り廃止されるようであります。したがつてこれは農地売却を強制促進をさせ、再取得を困難にする懸念が多分にあるのでございます。

第四点は、受益者負担の増大であります。産業基盤の整備や、道路、上下水道などの建設、土地区画の整理などは、まわりの農家は利益を受けるという理由で建設費の一部を農民に負担させられる懸念があります。それがいいという保証はどこにもありません。今後の運営に全きを期するべきだと思つておる。

第五点には、農地の売買が制限されるということとあります。一つは、都市計画事業が決定した区域内における土地については事実上売買を禁止し、買手手を都道府県や市町村などの自治体だけに制限をするということになります。二つには、市街化調整区域における農地の転用の禁止ということになりかと思つておる。このことはいい面と悪い面が出てこようかと思つておるが、事実上悪い事態が出てくると思つておる。

第六点は、公共事業のために土地買収用価格が制限をされる。これは地価公示法が現在考えられております、国会に提出されておりますが、これに基づいて地価を評価されるようになり、かなり価格が実際よりも抑制をされる、こういう懸念があるものであります。先ほど農林大臣は、土地を売りたいと思ふ者はかえつてじやまになるのではないかと、こういう農民の陳情があるというお話をなさ

いまして、まさに地価公示法によつて、事実上責任をしておけば、いわゆる農民側から見ればこれは大きな利害関係が出てくる。建設省側から、都市計画を実施していく側から見ても、農地側から見てもそれは別でありまして、農地側から見ても、農民側から見ても、著しく価格が実際よりも抑制をされる、それを補つてくれる何らの措置もない、こういう矛盾が私は起きてくると思つておる。

最後に第七点としては、無秩序な農用地の転用によつて公害が増大する懸念があるかと思つておる。たとえば、農地の転用はすでに知事の許可を必要とし、まわりの農地に対しては日照、水利などの面で被害を防止する義務があったが、この法律が施行されると、知事に対して、まわりの農地に対する被害防止を考慮しないでもよいことになり、このことによつて公害などの増大が必至になると考えられると思つておる。

以上のような点をあげてみますと、本法が実施をされた暁において、市街地調整地域に指定された場合におきましても、先ほど指摘した幾多の矛盾点を持ち、また、市街化地域に指定をされた場合におきまして、農業、農民のこうむる影響と問題点は数知れないものがありまして、問題は、私の強く要請したいことは、以上のような諸点を今後建設省等との折衝に基づいてどのよう

にこれを消化され、吸収されるか目じりたいと思つておる。そして、得るならば、委員長にもお願ひしたいのでありますが、私も、委員長にもお願ひして、附帯決議を付してわが党は賛成をしておりますが、少なくとも参議院においては、この審議を

尽くし、これらの案文が一応一つの了解点に達し、いろいろな懸念が解消し、政省令が提出されて、しかる後案に對する最終的取り扱ひをすべきものである、かように私は考えておりますので、参考のために委員長にもこのお取り計らいについて御考慮をお願いを申し上げて私の質問を終わつておきます。

○政府委員(中野和仁君) 都市周辺の農家の立場からいろいろ重要な問題御指摘になつたわけでございます。で、私だけで答えられない問題もあるかと思つておるが、答えられる範囲でお答え申し上げたいと思つておる。

第一点の、土地改良融資なりあるいは補助を市街化区域で打ち切るかどうかの問題でございます。これにつきましては、先ほどから申し上げておりますように、今後とも土地改良を進めていくようなところには、われわれとしては市街化区域にまづ入れるつもりはないわけですが、原則的に、ただ都市周辺でも、やはりもう農業は、その辺は途中まで土地改良をやつておりましたもういやだという場合が、往々にして最近出てきておる。そういう場合には無理して借り出すこともないといふことも一方にございまして、事業計画の変更といふことを農家の三分の二の同意をとつた上でやりますとそこは打ち切るということとは、例外的にはあるかと思つておる。

それから第二番目の、都市周辺の農家が経営を無視して公共用地の強制提供をさせられるのではないかという問題でございますが、これはあるいは建設省のほうから答へるべき問題かと思つておるが、都市計画法あるいはその他の法律によりまして公共用地を提供するということについて、何らこういう強制的な権限がありませんとかなかなか都市づくりができないという観点から、私権との調整をはかりながら都市計画なり何なりができておるのではないかとどうも考へます。その中で農家のできるだけの利益は保護されなければならぬといふふうにわれわれ考へておる。

それから、三番目の固定資産税の問題でございますが、

それから、調整区域につきましては農地転用の問題でございますが、いまのように、ある意味では農業側が都市側に十年間市街化する地域を譲ったわけでございますので、残りの調整地域については農地転用の許可は厳重にいたしたい。これをゆるめますと、地価問題等もございまして、市街化区域で、計画的には市街化区域の中に農地が含まれておりまして、もその先へ出てきて工場ができる、宅地ができるということになっては何にもなりません。

○杉原一雄君 最初の予定では五点ほどとお
りでしたが、先ほど足鹿委員の質問の中にお
ける関連質問で経済企画庁に対する分を終りま
したので、以下四点ばかりの質問をしたいと思
うわけであります。

第一点は、法六条について、第二点は、指定地域の決定段階において予想される不安あるいはトラブル、そうしたものに對してこの法ではどういう対処のとりきめがなされているか、第三点は、

り従来の行政区画というようなのは大体いろんな意味で、社会的なあるいは経済的な一体性というものが当然考えられるわけでございます。そういうような意味で同一市町村でございますればあまり問題はないうわけでございますが、この農業振

うふうに私どもは考えているわけでございます。そういうような意味で市町村をこえまして一体性のある場合があり得るわけでございます。それはどういふことかと申しますと、たとえば農業のい

うなことは非常にむずかしい場合があるわけでございまして、そういうような非常に農業振興の条件を欠いているようなところ以外の地域で、やはり相当地域の住民の方が農業経営の近代化をはかるうというような意欲が強いようなところはこれは積極的に指定をいたすわけでございまして、私どもは「二」の要件につきましてはかなり限定的に考えてよからうというふうに考えておるわけでございます。

それから「三」の点でございますが、「国土資源の

合理的な利用の見地からみて、「今後、農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められる」ということでございますが、これも逆に申し上げたほうがよからうと思いますが、明らかにもう国土利用の見地から、これは非農業的な利用を中心にして国土の利用を考えていくというような地域があるわけでございます。先ほど来いような御議論のございました市街化区域というところともその一つであろうと思ひますし、あるいは首都圏の既成市街地といったようなところもそういう地域であろうと思ひます。まあそのほかいろいろあるわけでございますが、要するにも農業として立てているのではないことが客観的にもはっきりしているようなものは一応除外をいたすわけでございまして、そうじゃなくて、農業として地域の振興をはかっているというものであれば、私も積極的にそういうものは認めていきたい。こういう気持ちであるわけでございまして、

でございまして、総合いたしましたすと、私もやはりそれぞれの項目の解釈につきまして、地域のいろいろな事情がございまして、その事情に合うように、相当弾力的に実は運用していきたい。あまり狭く解釈をいたしまして、地域がそういう希望を持ちながら振興地域から落とされるというこのないようになりたい。こういう気持ちでございまして、

○杉原一雄君 お手元に衆議院の決議文があると思ひますが、ちょっと目を通していただきたいと思います。附帯決議ございまして、いまの第六条の解釈と申しますか考え方と、決議の「二」と「三」の関連ですね。特に「二」の場合はいまの場合では「国土資源の合理的利用の見地から」と云々という説明であります。特に「三」の場合はそれよりも整備計画の策定については、特に地域の実情に即応して未利用地、水資源の活用が図られるよう云々という希望が出ていますね。これに対するその法とのからませ合いにおいてどう考えるか。その後検討されておるならこれをお聞きしたい。もう一つは「三」の問題です。「三」の問題で

特に気がかりになるのは、指定地域以外の農業のあり方、この問題であります。私も県におつたところは新産都市の指定を実は私の県が受けまして、私も知事から委員を委託された中で最大に努力し、警告を発してきたことは、新産都市地域外の地域の取り扱いの問題、つまり行政の格差、一般行政水準の低下等についての抵抗を実はやっております。結果的にはもう私の言ったことがそのとおりになったわけでございまして、いまの場合でも指定された地域と指定されない地域との問題について、これは答えが近い将来出てくると思ひますが、この要望はまさに指定地域以外の地域における農業のあり方については慎重に、というわけでございまして、この決議ができてからかなり日がたっておりますから農林省内部で相当の検討がされたと思ひますが、それに対する検討の内容についてお聞きしたいと思います。

○政府委員(池田俊也君) 衆議院でいろいろ御審議をいただきました段階で、農業振興地域の整備計画の中間に閣議をいたしました。特に水の問題についてはいろいろ御意見があったわけでございまして。私も、やはり日本の農業の場合、当然水田が非常に大きなウェイトを占めているわけでございまして、その他の畑におきましては水の必要性というものは非常に重要でございます。当然そういう整備計画の内容といたしましては、法律の上ではそれをききめるといふことは書いてないわけでございまして、当然前提としてそういうものは、そういう水なり水資源の活用についての基本的な考え方というものを明らかにする必要がありますかというふうなことで、まあそういうことに対して私もそれに對する積極的な指導をしたいというふうに考えているわけでございまして、

それから、なおこの整備計画の対象になりますのは、耕地だけではございまして、当然今後開発をいたしまして耕地として利用するような立場も含めて考えているわけでございまして、
〔理事宮崎正雄君退席、委員長着席〕

そういうものに対しては将来農業生産を保全する、確保する必要がありますので、そういうような点から積極的な指導をすべきである、こういう御意見でございました。私も全く同じに思ひますので、そういうような線で具体的な指導をいたしたいと考えているわけでございまして、

それから指定地域以外の地域に対する問題でございまして、これは先ほど来いろいろ御議論があったわけでございまして、私も農業振興地域に指定されない場合において、これはもう農業政策の面から全くアウトである、何ら考えないということでは毛頭ないわけでございまして。当然そういうような地域におきましては農業者がおりまして農業を営んでおられるわけでございまして、そういう地域におきましては必要事項は、これはあくまで実施をする。ただ先ほど議論がございましたが、そういうような地域は近い将来に宅地化されるような地域も相当あるわけでございまして、土地の基盤整備でございまして、あるいは相当長期にわたる施設というふうなものにつきましては、これはやはりある程度制限を受けざるを得ない。しかしながらいろいろな農業政策につきましまして、これは十分考えてやっていかなきゃならないわけでございまして、そういう意味で衆議院の決議もそういう趣旨であると私も理解をいたしておきますので、そういう線につきましてはきめのこまかい御指導を申し上げたい、こういうふうに考えておるわけでございまして、

○杉原一雄君 それと第二の、指定が決定する段階、いろいろ予想される不安なり、トラブルが起ると思ひます。それは私すでに経験を持つわけですが、いろいろその中において、いまここで若干明らかにしていただくことが農民に対しての大きなPRにもなるかと思ひますので申しますが、とにかく今日の農民は農政に対して大きな不信を持っていてと思ひます。「権兵衛が種をまけばカラスがはじくる」というように、せつかく農民がこれだと思つて一生懸命やると、あとの農政がく

るりくるりと変わっていくというのが現状でございまして、農政への不信はぬぐい去ることはできないと思ひます。そこでいまあれこれ申し述べても限りのものでございまして、ただ最近の動向の中で農民が非常に農政に対する不信を持っている、それは具体的に何か出ているのじゃないかと思ひます。それが若干あるのですが、二つほど指摘します。

一つは、作付転換の一万ヘクタールの規模、それが現状のように集約されていて、しかもその面積と同時に転換作物はどういう内容になっているか、同時にいま一挙に言つてしまひますが、その内容をどうに検討してみた場合に、はたしてあなた方が想定されている「農産物の需給の長期の見通し」等と、あなた方のお持ちになっているところの考え方とびつたり前進的な面で一致しているかどうか、そうしたことを御検討をされていると思ひますが、お聞きしたいわけであります。私ある県の県当局なり、この仕事に非常に関連を持つ農協の最高責任者とも会つて、その事情を実は聞いてまいつたわけであります。具体的な申せませんが、責任ある当局でございまして、十二分にひとつ掌握をされていることだと私は思ひますから、一応御披露いたしたいと思ひます。

○政府委員(池田俊也君) 整備計画をきめまして段階ではいろいろな具体的な手続をきめておるわけでございまして、その趣旨は要するに、その農業振興地域の整備計画の中で特に農用地の利用計画といたしてきめざるわけでございます。農用地利用計画の対象になります農地につきましては、これは当然、その用途に合った利用が確保されるという前提でございまして、これを他の用途に使うということは、たてまえとして認められないわけでございまして、まあそういうようなことがございまして、これはこの地域の住民の方からいたしますと、かなり現実的な利害関係といひます。その制約を受けることになるわけでございまして、そういうような意味で私も、実はかなり詳しくそ

れに對する手續をきめておるわけでございまして、そういう地域におきまます住民の方の利益というものは十分に確保したい、こういう気持ちを実は持つてゐるわけでございします。一面から見ますと、非常に嚴重過ぎて事業の計画をきめる場合にむしろ非常に制約になるのではないかと御意見もあり得るわけでございしますが、やはり私権を尊重するという趣旨からいまして、こういうようなかなり具体的な手續をきめてゐるわけでございします。

なお現在、最近の生産物の需給からいたしまして、特に米の問題が非常に問題になっておりまして、農林省として一部の地域につきまして作付の転換を実施したいということで、当面、これはあくまでも農民の自主的な意見に基づくべき性質のものでございしますので、一応の考え方をきめまして、一応農政局を通じて大体現在取りまゝとめつつある段階でございまして、まだ最終的な数字に至っていないのでございします。

ただ現在まで私も承知しておりますところは、当初一萬ヘクタール程度ということであるが、地方の地元の意向を伺つていたわけでございしますが、現在までの数字はかなりそれを下回つておりまして、まだこれは最終ではございせんが、大体四千ヘクタール程度ということになっておるわけでございします。内容はいろいろございしますが、一番面積の多くございしますのが野菜でございまして、大体全体の四割弱を占めてゐるわけでございします。あと飼料作物が四千ヘクタールのうち大体一千ヘクタール程度ということでございしますから、四分の一程度ということでございます。あとは非常に少なくなりまして、果樹でございしますとかあるいは桑でございしますとかあるいは造林でございしますとか花卉といったような、あるいはサトウキビ——これは鹿児島県でございします——が——そういうような内容になってゐるわけでございします。

○杉原一雄君 私に農政不信の点でお尋ねしたわけでしたけれども、まあ局長のほうから、この指

定にあたつて農民一人一人の権利を非常に大事にするという面から手厚い法的な裏づけをしてあるということもございしますが、それはたぶん第十一條をきくものであると思ひますね。この第十一條の各項目全体で十ほどあるわけですが、結局、こまごまと説明聞いたりしようとは思ひませんが、こういうことができるんですか。たとえば権兵衛さんが最後までその指定に對して反對をする、一個人が。そういう場合に、この法の順序を経て最後までがんばつたらそれはできるのかできないのか、それを聞けばわかりますよ。なぜかといふと、先ほど足座委員の質問のやりとりの中で、地域指定の問題なりそうした問題等については、農民の耕作する権利、またもつと突っ込んでいけば、憲法上保障された所有権がある程度制限され、極度に制限される結果等を生みますので人権上の重大な問題の内容を持つわけであります。もちろんそれは非常に計画そのものが納得いくものであればこれは問題ないわけですが、しかし、納得のできなない事態があれば、最後まで抵抗するということはあり得ると思ひます。その場合に、最後までがんばつてがんばり通せるのかどうか、この法の解釈上どうなるのか、この辺のところを明らかにしてもらひたい。

○政府委員(池田俊也君) これは、かりにそういう人がありました場合には、まず市町村に對しまして異議の申し出をするわけでございしますが、さらにそれが認められなかった場合には、知事が審査をすると、それで知事がそれに対して裁決をする、こういうことになってゐるわけでございします。知事の裁決に對しましても、なお不服があるということになりまして、これは実は裁判所の問題になるわけでございします。行政事件訴訟法という法律がございしますんで、これの對象になりまして、裁判所がはたして知事の裁決が妥當かあるいは訴えのほうか、原告のほうが妥當かきめると、こういうことになるわけでございします。で、そういうようなことでも訴えのほうか理由があるといふことになりまして、裁決が取り消されるとい

うことになるわけでございします。逆にそうじゃない場合には、一応原案どおり実施されると、こゝういふことになるわけでございします。ただ、かりに原案どおり実施をされた場合にどうなるかと申しますと、その土地利用に合つた利用が行なわれてないといふことになるわけでございします。で、その場合には十四條以下にございします市町村長の勧告なり知事の調停といふことになつていくということもあり得るわけでございしますけれども、まあ手続としてはそんなような手続になるわけでございします。

○杉原一雄君 ちょっと私の質問の運び方が少しまずかつたんですが、先ほどの農政不信の問題も一つあつたわけですが、それは農林省が政治生命をかけて御努力なすつた構造改善事業、特にパイロット地帯の問題について——私、富山の者ですが、富山でパイロットが二つあつたわけですが、一つはわが党の人が中心になつてこれを有利に受けとめて正規の開拓、開発に非常に今日まである程度の成功を上げてゐるんですが、いま一つは、全日農が先頭に立つて徹底的に抵抗しました。最終的には裁判闘争まで持ち出したんですが、つ

まり、交換分合等の技術的な処置をとつて現在もおさまつた形なんです。ただ形としておさまつても、それがやはり農業の合理化とか近代化とか増産に結びつかなければ意味をなさないわけですから、いまこゝでお尋ねしたいのは、そういう小さな一拠点の問題じゃなくて、全国的に見て、農業基本法の路線に沿つて選択的拡大を構造改善といふ具体的な打ち出し方の中で進められてきたわけですが、それがはたして今日顧みて成功しているのかどうか、問題点はどこなんだと、そうした点検を一応この時点でしておいて、農業振興指定の問題に、もう一歩入つていくといふことは順序としては正しいのじゃないかと思ひますので、

そうしたことについての農林省における、つまり集約ですか、それをまあ何かほかに文書等を出てゐると思ひますが、不勉強で把握をしておりますので、簡単にお願ひします。

○政府委員(池田俊也君) まあ構造改善事業の問題につきましては、もう御意見のとおりだと私も考へるわけでございします。特にまあ今回の新しく考へております第二次の構造改善事業では巨額な国費を投ずるわけでございしますので、本来、従来やつてまいりました事業の足りないところを補うといふかっこうに当然しなければならぬわけだと思ひます。で、従来の事業につきましては私どもは一般論としてはたとえば労働生産性の上昇とかそれから主産地形成といったような点についてはかなりやりこつた構造改善事業といふものは一つよりどころになりまして成果をおさめたといふ実は印象を持つてゐるわけでございします。地元の市町村の御意見等も調査した資料もございしますけれども、大体そういうような点につきましてはかなり成果をあげたといふ数字が実は出てゐるわけでございします。

ただそれならば非常に問題がなかつたかといひますと必ずしもそうではございせんんで、本来構造改善事業でございしますから、本来の意味の構造改善になるということがたてまえてございします。これはまあいろいろな事情からいへば、これはまあいふまでもなく、なかなかそういう点からいふと十分でなかつた、たとえば自立経営の育成といふようなことに役立ったかという調査を見ますと、やや役立ったという調査はございしますけれども、これはそのとおり評価していいかどうかよく疑問がございまして、あまり役立っていないといふような数字もまあある程度あるわけでございします。

それから経営規模の拡大といふような点から見ても、やや拡大をしたといふのが非常に多いわけでございしますが、一方であまり変わらないという御意見もかなりあるわけでございします。それで、そういうようなことがございしますので、私どもがやはり今回は単に基盤整備なりあるいは機械の導入をやるというだけ構造改善事業の目的ではないといふことで、むしろやはり規模拡大なりあるいは協業を助長するといふような線

の指導も必要でございますし、あるいは事業の仕組み方としてもそういうようなものを極力入れていきたいと、こういうふうに実は考えているわけでございますが、先ほどもいろいろお尋ねがございましたが、そういう線で現在関係者といろいろ協議をしているわけでございます。

○杉原一雄君 次は質問の四項とも関連するわけですから、地域を指定するということはおのずからそこにはいかなる農作物を栽培するかとかいったことが想定におのずから入ると思うのです。それは市町村段階、県段階、大きくは国家の段階でもあってしかるべきだと思うのですが、その場合に生産はおのずからまあ計画化してくるだろうと実は思うわけです。ところが、計画化しなければ私はこうした政策の設定に意味がなくなるのじゃないかと思うのですが、その場合に、いまの農産物の流通の機構と現状ではかなり厄介な問題が起るのではないか。たとえば去年のように米が余った余ったで大騒ぎするといったようなこと、価格の暴落、白菜がぐさって畑に捨てられるというような事態も起るわけですね。そういうこと等について、やはり計画を進めるものとして長期的にそうしたことば予想されないだろうか、予想されたらすれば、しからばどうするのだ、こういうことにおそれると思うので、その辺のところを農政局長の見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(池田俊也君) 確かにそういう点が非常に問題であらうと私も思うわけでございませう。従来、日本の農政の中で価格政策というものはかなり大きなウェイトを持っているわけでございます。重要な農作物は大部分何がしかのいわれる価格政策の対象になっているわけでございませうけれども、しかし価格の安定というのは現状におきましてもなかなかはかられていないわけでございます。私も、やはり今後この振興地域の制度を運用していく場合の考え方としては、当然これは全般的需給にマッチした計画でなければならぬ。これにつきましては先般、農林省として

の考え方を公表したわけでございますが、そういうものに沿って各県なりあるいは各地域の計画といふものがうまく適合性を保っておりません。といふお話がありました。あるいは価格の安定をくずすというふうな問題があるわけでございませう。そういう意味で、私も、知事がいろいろ基本方針を定めるわけでございませうが、その段階におきましても事前にいろいろそういう意味の指導なり誘導なりをしたいというふうに考えているわけでございませう。

それから私も最近の一つの動きとして実は注目しておりますのは、政府が何かのそういう意味の価格政策なりあるいは誘導なりをすることのほかに、やはり農業団体等で特に流通改善といったようなものを含めまして農産物の生産から消費に至る体系というものを整備する必要があるのではないかと、これは政府ももちろんやる必要があるわけでございませうが、特に農業団体等がそういう面でもう少し市場の組織化といふことが、そういうようなことに努力をする必要があるのじゃないかという考えを持っているわけでございませうが、幸いその点につきましては最近、営農団地といふものを農協が打ち出しておりまして、まあ大体似たような趣旨であると思ひますので、そういう営農団地構想といふものとこの農業振興地域の事業といふものととの調整をはかりまして、行政ベースのほかにそういう裏づけをもつて事業が進められるようにしたい。そのためのいろいろな近代化資金の低利の金を確保してあるわけでございませうので、そういうものも使ひましてそういうい線の努力をしたい、こういうふうに考えているわけでございませう。

○杉原一雄君 それでは質問の第三点に移ります。今日まであるいは構造改善事業なりあるいは何々地域の農業総合開発計画、すでに進められてきたさまざまな農業の施策があるはずで、開発計画その他。そうしたことで、目下進行中のものがあるわけですが、いま進められようとするこの地

域指定の問題はそうしたことと重なっていくか、あるいは一部重なるか、全然別個に、地域的に見て、内容的に見て別個に指定をするという形をとられるのか、その辺のところを若干聞きたいと思ひます。

○政府委員(池田俊也君) 従来からいろいろ地域の開発についての具体的な計画がある地域があるわけでございますが、私も、これはそういうような地域は、農業以外の場合は別でございませうけれども、農業を中心にした開発計画を持っているようなところは当然農業振興地域に指定されるという結果になるというふうに理解をしているわけでございます。そういうことでございませう場合には、農業振興地域の整備計画をきめます段階で、従来あります構想といふものが大体新しい整備計画の内容とすり取り入れられる。したがって、そういう土地基盤整備を中心にしたような開発計画といふようなものもこの整備計画の中に入りまして、一体として運用をされていくことになろうというふうに考えておるわけでございませう。

○杉原一雄君 そうしますと、こういうことは起らないのですか。たとえばマルマル地域の農業総合開発計画といふような地域指定が現在進行中なんですけれども、その場合に面積が二百ヘクタールにならないというふうなことで、そこで基準とあなた方が誘導されようとする計画とが若干ずれてくる。そうしたことは大体目をつぶっていいということになりますか。

○政府委員(池田俊也君) 具体的にちょっと当たってみますと、はつきりしたことはお答え申し上げかねるわけでございませうけれども、大体そういうふうな、相当従来マルマル開発計画といふようなものでオーソライズされたようなものでありまますならば、私も大体私も考慮しておる農業振興地域の指定の要件に合致するのじゃないかという気が実はいたしておるわけでございませうけれども、もしかりに合致していないというような場合でございませうならば、これはやはり原

則的にもう一回検討してみる必要があるという気がいたします。

ただ、先般も御質問に対してお答えをしたわけでございませうが、たとえば山村地域等で、必ずしも農用地の面積がそう大きくないようなところもございませうので、そういうようなところについては、これは何も二百ヘクタールということにとらわれる必要はないと、私も考えておりますので、実態に合いました運用をしたいという考えでございませう。

○杉原一雄君 それでは四つの、指定地域の経営の姿ということで農林省が考えているビジョンですね。写真真を若干明らかにしていただきたいと思ひますが、よく然とこんなことを申し上げて失礼であります。ただ先ほどの足座委員とのやりとりの中で、何かこの法が領土宣言的な意味——中身が何もないといったような点、しかも責任が市町村段階、県段階あたりに計画の樹立と今後の推進の主たる責任を持たせたような法律のようにも受け取れますので、特に四点について農林省の腹を明確にしてほしいと思ひます。

だから先ほど指定される場合に、自然とか経済とか社会の諸条件を考慮していくのだ、これは六条に規定してあるわけでありませう。そこでそうした中において、特にやはりこれから農業の問題ですでに問題化されているわけだし、これからおそれる問題は問題になるだろうという農業労働力の調整の問題が大きな問題になります。そうしたことに具体的、あるいは後継者確保の対策の問題等が指導されていく場合に、指導方針が明確に確立されておるのかどうか。今日のような形でこれを放棄するならば、農業白書等も指摘しているように、高齢化して、女性化していき、あとはバーだといふことに年次的にはなっていくのではないだろうか。この点をまず第一に明らかにしてもらいたいと思ひます。

それから先ほども指摘しましたように、せっかく果樹をつくり、あるいは豚を養い、鶏をやる、だがしかし全体の国民の需要の動向が大きく変化

に、非常にたくさんいろいろな地域の指定があるわけでございますが、そのそれぞれの地域におきましていろいろな計画が樹立されるわけでございますので、その間の調整というのは実際問題として、確かに非常に具体的な問題でございます。私もいろいろ問題があるわけでございます。私どももいたしましては、実は特に問題になりますのは都市計画との問題、あるいは今朝来いろいろ御議論がございました、あるいは工場用地等との問題が特に問題であろうと思います。

それでこれはたとえ都市計画法等においても規定があるわけでございますが、私どもは、たとえば振興地域の指定をいたしまして、そして知事が基本方針を定めるわけでございますけれども、その場合には、これは農林大臣の承認を受けるという事になっていくわけでございます。しかもその農林大臣が承認をするときには関係行政機関に御相談をするということになっているわけでございまして、そういうような条項のつとりまして具体的に基本方針を定めるというような場合には、これは建設省なり通産省なりに御相談をし、また逆に都市計画のいろいろな市街化区域なり市街化調整区域なりの線を引くといひますような場合には、これは逆に建設省から御相談を受ける、こういうことになっているわけでございまして、私どもはその段階で必要な調整はちろんはかるという考えでございます。

もちろんその前におきましても具体的な方法については意思疎通をこれは十分しておく必要がございますので、そういうものにつきましてもちろん一応の考え方を整理した上でさらに具体的に個別の問題のときに御相談をし、実際面においてあまり不つり合ひがでないようなことにしたいというところを考へていくわけでございまして、これはなかなか、かなりこまかいいろいろな検討が必要でございますので、たとえば協議会みたいなもので検討するということも考へられますけれども、私どもは個別の件で一々御相談をしていきたい、こういうふうに考へていくわけでございま

す。

○藤原房雄君 問題が起きたときにいろいろ話し合うということでありますが、鋭意いろいろなことが進められているわけでありまして、定期的なたとえば各省の連絡会議というふうなそういう形のものも現在あるかどうか。また今後そういう定期的なものをつくって話し合いを進めていくという計画があるかどうか。その点についてお聞きしたいと思います。

○政府委員(池田俊也君) この農業振興地域の関係では、特にいまそういうような定期的な会議というものは考へておらないわけでありまして、具体的に個別に実は御相談をしたい、こういうふうに考へておるわけでありまして、

○藤原房雄君 先ほど申し上げましたように、農地の転用というところは非常に重大な問題でございます。

さて、これを計画するにあたりましては、いま局長さんからお話がありましたように、いろいろなフアクターがあるわけでありまして、経済発展の予想というふうなことも、まあ、一つ間違えばたいへんなことになるのであります。そういうことからいろいろ検討を密にするというお話もございしますが、ここで私が申し上げたいことは、基本的に日本の農業をどう考へていくか。昔から農は国のもとといわれますように、自分の国の食糧は自分の国でつくるという、自給ということを基本的な理念に置いて、絶対これだけの食糧を確保するためにこれだけの農地は必要なんだというように、はっきりとした基本的なものを踏まえた上でこういうものは進められていかないと、万が一転用されたあとは、今度農地には逆にそれを用いるということではできない。こういうことを考へますと、まあ基本的な大きな問題として、この自給問題についてはどう考へているか、ほんとうは大臣に聞きたかったのでありますが、この点についての御見解なりお考えを聞きたいと思ひます。

○政府委員(池田俊也君) この法律の第一条にも「農業の健全な発展を図る」ということを大きな目

的にしておるわけでありまして、私どもは、やはり農業の任務としては、国民の必要とする食糧を供給する、円滑に供給するというのが非常に大きな役割でございますから、当然食糧の、基幹食糧といひますか、要するに主食でございますとか、あるいはそれに近いようなものにつきましては、これは国内で供給するというのが本来あるべき姿であるというふうに考へているわけでござい

ます。ただ作目によりましては、これは国内においては非常に生産性が低い。一方外国では経営規模が相当大きいというふうなことから、非常にコストが安いというふうな作目もかなりあるわけでござい

ますので、そういうものの将来の国内生産の見通しが立つ場合はもちろんよろしいわけでござい

ますけれども、なかなか困難であるというものについては、これはある程度輸入に仰がざるを得ないわけでござい

ます。そういうようなことで、少なくとも主要な作物については国内で自給をする。米はもちろんでござい

ますけれども、畜産物でございまして、か、果樹、野菜というふうなものについては原則的には極力自給をしていくというふうに考へるわけでござい

まして、まあそういう線で必要な農地の確保、あるいはさらに農地の開発というふうなことも実はこの法律の運用としては考へていきたい。先般の見通しでございまして、現在の耕地より五十二年は若干減るというところでござい

ますけれども、私どもは少なくともその程度の耕地は農業振興地域として指定をされて、保全の対象になるといふふうに実は運用をしてまいりたいという、こういう気持ちでござい

ます。○藤原房雄君 新総合開発計画ですか、これによつて日本全国の様相というのは、産業の今後のあり方というところについては、いろいろ策定されておるわけでありまして、その中における農業の位置づけ、こういうふうな非常に大事なことになるわけでありまして、先ほど杉原委員からお話

がございましたが、農家の方々の政府に対する大きな不満の一つに、この自作農の方々の耕作面積が一体幾らになったら安定した農業を営むことができるのかというところを非常に言うわけであり

ます。まあ新しい農業基本法のもとに出発いたしました日本の農業であります。画一的にどうときめるわけにはいかないと思ひます。また地域によつてもたいへんな差があると思ひるのであります。しかし現実には先祖代々農業に携わる農家の方々といひましては非常に重大問題だろ

うのであります。どれだけの耕作面積があれば十分な生活ができるのか、この点について、政府としてはどのように考へていらっしゃるか、この点についてお聞きしたいと思います。

○政府委員(池田俊也君) いまのお尋ねは非常に重要なお尋ねでございますが、また同時に、非常に地域的にいろいろ地域の条件なり、あるいは作目の種類によりましていろいろ姿が変わりますので、なかなか一律に申し上げにくいのでござい

ますけれども、私どもの基本的な考へ方といひましては、当然一番あるべき姿というものは、やはりいわゆる自立経営農家、要するに農業所得で他産業の従事者とは均衡のとれた所得を確保し、生計が営めるというのが本来一番理想的な姿であ

ろうというふうに考へるわけでござい

ますが、現状で自立経営農家というものはまあ平均的なものでござい

ますけれども、大体二・七ヘクタールくらい、これはもう作目の種類でいろいろと変わりますので平均的な姿はあまり意味がないというふうな気もいたしますけれども、平均的には二・七ヘクタールくらいが現在一応自立経営農家というものの平均面積になっているわけでござい

ます。ですから現在の面積からいひますと、少なくとも二倍ないし三倍程度になりませんとなかなかわれわれが希望しているような形にはならないのではな

かるうか。まあ、それは一べんにはなかなかそうはいかないと思ひますので、過渡的には「過渡的」といひますか、相当将来にも残ると思ひます

が、やはり協業とか集団の生産組織というもので規模拡大の足りないところは補っていく、こうい

うふうにする必要があるというふうと考えているわけでございますが、今回の農業振興地域の整備計画の中でも、私どもは地域の実情に合った、一応そういう経営の姿というものを描くように指導したい、こういう気持ちでおるわけでございます。

○沢田実君 関連。二・七ヘクタールくらいを一つの理想にしたいというお話ですが、日本の現在の農業人口と、それから耕地とを考えると、田んぼは平均約六反歩、あるいは畑も入れますと約一町歩しかないわけですが、そうなりますと相当大量のいわゆる離農者をつくらなければ、そういうような理想の農業経営にはならないというふうになると思いますが、その点についてはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(池田俊也君) 確かに、現在耕地面積は大体一町歩程度でございますが、まあ機械的にあれいたしますと、現在のものが倍になると就業人口も半分、こういうことになるわけでございませうけれども、なかなかそういうふうな機械的にはまいりませんし、私どもはやはり自立経営農家というものは現在戸数では一三、四%でございますが、たしか粗生産額では全体の三分の一くらいを占めていいます。そういうことでございしますから、かりにこれが戸数で三分の一くらいを占めるようなことになれば、農業総生産の相当大きな部分が自立経営農家によって産出が行なわれる、こういうふうなことになると思います。その他の農家につきましては、これはやはり兼業というふうなことはやむを得ないかつこうでございしますし、そういうものに対しては当然、協業というところで極力生産性を上げていくというふうなことが要るわけでございます。

私どもはそういう点からいって、農業就業人口の減少というのはやはり構造改善の一つの基礎にはなろうという気持はいたしますけれども、あるいはまた逆に、今度はそれならば積極的に離農をすすめるかということになりますと、これはいろいろ受け入れ先の問題があるわけでございます。二

次産業なり三次産業なりの受け入れの問題がございしますから、無理にこれをするというところはいろいろ摩擦が起きてくる。で、そういうような受け入れ先がありまして、農地の処分であるとかあるいはその他の財産の処分等でなかなか離農ができないというふうな人に対しては、これはいろいろ御援助は実は従来もしているわけでございまして、そういうような点についてもさらにくふうをしたい、こういうような気持ちでいるわけでございします。

○沢田実君 そうすると、農林省で考えているいわゆる農業政策は、三分の一の農家に対して何とか自立で生きていけたい。それ以外の方はいろいろな法律をつくっても若干綱から漏れてもやむを得ない、こういうふうにお考えですか。

○政府委員(池田俊也君) そういうふうな非常にはっきり申し上げたつもりも実はないわけでございしますが、かりにそういうふうな戸数が三分の一程度になれば、いまのような割合からいいますと大体七、八割が自立経営農家が生産を担当するというふうな形になるかもしれない。で、そういうふうな姿も一応は、これは仮定でございしますので、考えられるかもしれない、こういうことで実は申し上げたわけでございまして、非常にそのところははっきりした考えがあつてそういう線に持っていきたいと、こういうことではございせんので、その点は御了解をお願いしたいと思ひます。

○沢田実君 もう一つ、先ほど需給の問題が出たわけですが、日本の食生活の将来を考えると、おそらく十年、二十年後には現在のような食生活の内容が現在とはずつと変わってくるのじゃないかというところが考えられます。それでお米にたよる率が相当変わるだろうという人もおります。それで現在よりもっとたくさんのカロリーをとりながら、しかも米は半分ぐらいで、あと牛肉とかあるいは野菜とかくだものとか、そういうふうな食生活に変わるのでないか、こういうふうなことをわれわれの食生活の将来について、いろいろ

意見を述べておる人もおりますが、そうなりますと、米は現在の半分で済むというふうな日本の将来の食生活も考えられないことではないわけですが、そういう面についてはどんなふうにお考えですか。そうなりますと、農地が結局半分でないことになつてしまふということ、そういうことは農地局としては考えていらつしやらないかどうかということですが。

○説明員(島崎一男君) ただいまのお話でございますが、去年の暮れに出しました「長期見通し」によりまして、一人当たりの米の消費量は現在の約一割くらい減るだろうという見通しに立つて推定をいたしております。二十年先までいいますと、傾向が変わつて質的な変化等もないとも言ひ切れませんが、従来傾向でいいますと、半分になるといふ極端な現象は想定されないのではないか。それからもう一つ、他方、人口の増もございしますので、その面が総需要量の増加という形であらわれてまいる、そういう面がございします。それで当面、十年間の推定といたしましては、農地の需給バランスといたしまして、田畑を含めまして約五百七十五万ヘクタールを確保する必要がありますのじゃないか。その確保の方針としましては、都市化等に伴ひまして転用がございします。それと必要面積との差等につきましては、新規造成を並行して行ないながら確保していく、そういう考え方でございします。

○藤原房雄君 まあ、いま私も質問しましたし、また沢田委員からも関連質問があつたわけですが、この点はっきりしていただかないと農家の方々が非常に不安がぬぐい切れない。北海道でありますと、かつては乳牛が十頭内外いけば生活ができたのでありますが、最近では二十頭以上いなければ生活の安定がないということで、経済の大きな変動はもちろんのことでありますが、どこまでいってもわれわれの生活目標といふものは、そういうものは確立しない。この先、一体どうなるだろうか、こういう不安が農民の心の中に大きくあつたわけでありまふ。こういう見地からして、先ほ

ど局長さんいろいろな面で指導したいというお話があつたのでありますが、その土地、その土地についての一つの農家の方々の努力目標といひまふか、一つの目標といふものを策定し、指導すべきだ、このように思ふのでありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(池田俊也君) 御意見のとおりだと私も考えられるわけでございまして、やはりそれぞれの町村の実態と合つた将来の経営のあり方というものをまず明らかにいたしまして、それに沿つていろいろな、土地の基盤整備でございしますとか、そういうものを進めていく、あるいは農地の保有の合理化をはかるというふうなことも必要でございします。で、私どもはそういうふうなことで目標をはつきりした上で事業を進めるように指導をしたい、こういう考えでございします。

○藤原房雄君 次は、この農業振興地域の整備について、いろいろ計画の最終的な問題につきましては、これは市町村長がするということになつていくわけでありまふが、市町村でいろいろなことを策定するときに、関係地域住民の方々の意向というものは、どういう機関をいいますか、どういう制度で反映されるのかという、この点についてお聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(池田俊也君) これはそれぞれの地域におきまして整備計画の樹立をするというふうなときには、これは地域住民の御意向が非常に基本的な大事でございします。で、私どもはそれを十分に把握するように、実は政令でその点のいろいろな手続をきめたいという考えを持っております。で、まことに申しわけございませうが、これは早急に提出申し上げますが、その中で私どもが考えておりますのは、やはり関係の――たとえばある町村の場合でございしますならば、町村の農協でありますとか、あるいは土地改良区の関係の方でありますとか、あるいはその他、地域のそういう意向を十分に代表するような方々の意見を聞くというところを政令で定める予定でございまして、具体

的には個別に意見を聞くことはあまり適切でないと思ひますので、たとえば協議会とか審議会とかというような形のものをつくりまして、そこで十分討議をした上で計画を定める、こういうふうには御指導申し上げたい、こういう気持ちを持って頂いて下さい。

○藤原房雄君 具体的なものが無いということなので、ちょっとこれはあれですが、農地行政については、いままでも農業委員会がやっておったわけでありまして、それと市町村という関係になるわけでありまして、この両者の関係はどのようなものかという点についてお聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(池田俊也君) 御存じのように、農業委員会というのは市町村の一つの機関でございます。市町村長も市町村の機関でございますので、そういう意味ではやや似たような立場にあるわけでございますので、私も町村が計画を定めるという段階では、内部的に十分に農業委員会との調整をはかつてほしい。農業委員会が全部が全部そうではございませんけれども、かなり活発にいろいろ事業をいたしておられて、たとえばそれぞれの地区の振興計画というふうなものを持つている農業委員会もございまして、そういうふうなものにつきましては、十分市町村長と農業委員会との間で調整をしていただいて、その結果計画が作成されるというふうなのが一番好ましい姿ではないかというふうなことを考へていただければいいと思います。もちろん農業委員会はほかに農地の移動等についていろいろあつせんという任務を持つておられますので、そういうような任務もできるだけ活用したい、そういうような指導をしたい、こういう考へでございまして。

○藤原房雄君 次に、二十一条の「生活環境施設の整備」というところでございますが、これも前にもいろいろ質疑があつたと思うのでありますが、これは後継者問題等、今後の農村育成の上においては非常に重大な問題であると思ひます。この法でははつきりとした定めがないようでありま

すが、「整備を促進するように努めるものとする。」というふうな規定されているわけでありまして、この点については何か具体的な考へが、おありかどうかお聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(池田俊也君) 生活環境施設の整備というところが重要であることはいまさら申し上げるまでもないわけですが、実はこの扱いにつきましては、法案作成の段階でもいろいろ苦慮した点でございます。すぐれた生活環境を持つておりませんと農業者の確保もむずかしいというところがございまして、やはり都市と農村との格差の是正という観点からいたしますと非常に重要な点でございますので、私も基本的にはこの整備をはかるということにはこれは最大の努力を払ふ必要があるという考へでございまして、ただこの扱いとして、農業振興地域の整備計画の中には取り入れられなかったわけでございますけれども、この問題はやはりこの法案の一つの性格と申しますか、限界と申しますか、農業振興地域の整備ということで、農業を主眼にいたしまして地域の整備のためのいろいろな計画なり事業なりを行なうということでございますので、農村生活全般についてのことを、まづ正面から取り上げるといふことが非常にむずかしいわけでございます。まあ道路にしろ、あるいは下水道あるいは上水道、いろいろな面で各省の仕事になつていくわけでございますので、そういうような点もございまして、私もどなたもいたしましては、計画の中には入れられなかったわけでございますが、国なり地方公共団体がこの本来の目的を達するために必要な限りにおいて最大の努力をしてほしい、こういう規定を置いたわけでございます。

特に私も期待しておりますのは、これは知事さんが期本方針をきめ、あるいは計画の内容をいろいろ指導するということになりまして、当然知事さんのところではこれは農業関係だけではなくいろいろなそういう民生関係の仕事も扱っておられるわけでございますので、そこでひとつ最大できるだけの努力をしていただいて、農業振興

に必要な生活環境の施設については極力実現できるように、計画の内容そのものではないと思ひますけれども取り上げていただく、こういうようなことを実は考へていらっしゃるわけでございます、もちろん私も関係各省と連絡を十分とりまして、この二十一条の趣旨が実現しますように努力をしたい、こういう気持ちでございまして。

○藤原房雄君 次は二十三条になるわけですが、都市近郊におきまして当然起きる問題といたしましては、地価抑制対策という問題でございます。このこともございまして、さらにまた農家の方々に對しましては、税の優遇措置というものをある程度やはり講じなければならぬのではないかという、こういう気持ちもするわけでありまして。この法律が有効に運用されるには、この税制上の優遇措置ということも考慮しなければならぬ、このように考へるのでありますが、この点についてはいかがお考へでしょうか。

○政府委員(池田俊也君) これは私もそう思うふうな考へていらっしゃるわけでございます、所得税なりあるいは登録免許税について軽減をするという考へはつきりこの法案にうたつていらっしゃるわけでございます。ただ内容がここでは明らかになつていないわけでございますが、これは従来いろいろ税務当局と折衝していらっしゃるわけでございます、この法案が成立をいたしましたならば、次の段階で必ず租税特別措置法の改正を行ないましてこれに必要な措置をとる、こういう了解が一応できているわけでございます。

ただ内容につきましては、まだ完全に全部結論を得ておられないわけでございますが、たとえばどういうことかと申しますと、現在の租税特別措置法におきまして、長期保有の土地におきましては百万円の特別控除が認められるということがございまして、これは一般的な扱いでございますので、私も農業者振興地域についてはさらに特別の控除を認める、これにプラスする、こういうような考へを考へておられて、そういう線で従来いろいろ折衝しております。具体的にまだ金

額が幾らということにきまつておりませんので、数字は申しかねるのでございまして、考へ方としてはそういうような考へ方を実は持つておられるわけでございます。

それから登録免許税につきましても当然相当額の軽減をする、こういう予定でございまして。

○藤原房雄君 大体お聞きしたわけですが、まだ主要な問題につきましても何点かあるわけでありまして、先ほども質問があつたと思うのでありますが、都市が形成されるということになりますと、当然そこに公害問題というものがでてくるわけでありまして、それも問題が起きてから対策をとることが、いままではとくそういうことが多かったわけでありまして、このたびはこの農業振興地域というところであらかじめそういうことが予想されるわけでありまして、事前にそういう問題については対策を講ずるのは当然だと思ひます。その点についても考へがあると思うのでありますが、地域住民がこのようなことで現在大いに騒がれております。再びそういう問題が惹起しないように、十分なる対策をお考へになつていらっしゃると思いますが、その点を最後にお聞きしたいと思ひるのであります。

○政府委員(池田俊也君) 公害の問題につきましては確かにいろいろむずかしい問題がございまして、都市公害の問題もございまして、あるいは農業の中でむしろ畜産等のいろいろな公害の問題も起きてきているわけでございます。私もこの法案におきましては直接その問題には触れていないわけでございますけれども、基礎的な考へ方といたしましては、当然こういうふうな農業振興地域というものを定めるといふようなことは、そういう公害との関係というものにも十分配慮いたしまして、無秩序にたとえば工場が農業地帯に入つてこないというような意味でそういう区分を明らかにして公害等の問題が起きないようにする、それからあるいは農業の中の公害の問題につきましても、当然その整備計画の内容といたしま

してそれに対する考え方を明らかにする、こういうようなことでむしろ公害の問題は極力今後計画的に農業に悪影響を及ぼさないようなかつこうに計画を進めていくというふうに私どもはしたいと、こういう気持ちでいるわけでございます。

○藤原房雄君 農業に悪影響を及ぼさないということとともに、また都市周辺に対して、現在農業等でいろいろ問題になっておりますので、逆のこともまた言えるのじゃないかと思うのでありますが、この点についての十分な検討を願いたい、このように思うのであります。以上で終わります。

○政府委員(池田俊也君) 農業につきましてはいろいろ食品衛生等との関係で問題が一部起きたわけでございますが、私どもはやはり特に農薬の残留毒性といいますが、そういう点が問題になっておりますので、これにつきましては厚生省と最近個々の農薬につきましましていろいろ連絡を密にいたしております、おも立ったものにつきましてはその許容の基準というものを明らかにする、農林省としてはそれに合った農薬の使用の指導をする、こういうような線でやっておるわけでございまして、直接この振興地域の問題とは関係ないような面が多いわけでございますが、そういう線ではさらに努力をしたい、こういう気持ちでございます。

○委員長(任田新治君) 本案についての質疑は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時十四分散会

昭和四十四年五月九日印刷

昭和四十四年五月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局